

～地域の温もりで子が育つまち いで～

第 2 期井手町子ども・子育て支援事業計画



令和 2 年 3 月

京都府 井手町

はじめに

わが国では出生率の低下に伴い、少子高齢化が進行しており、また、生産年齢人口の減少や、技術革新による情報メディアの浸透など、子どもを取り巻く社会環境は変化を続けています。全国的に地域のつながりの希薄化や核家族化が進行するなか、保護者が子育てや自分のしつけに不安を抱え、どこに相談してよいのか分からず、孤立してしまう家庭も少なくないなど、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しい状況にあります。



こうした状況を踏まえ、国では平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法の成立に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年より導入されました。さらに、令和元年 5 月には「子ども・子育て支援法」の一部を改正する法律が成立し、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策として、また生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育に重きを置くという趣旨から、同年 10 月には幼児教育・保育の無償化をスタートしています。

本町においては、平成 17 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定しました「井手町次世代育成支援行動計画」の理念を引き継ぐ形で、平成 27 年に「井手町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念である『地域の温もりで子が育つまち いで』の実現に向けて、保育サービスの充実だけでなく、地域力の強化にも視点を置き、子どもの育ちや子育てを支援・応援する取り組みを進めてまいりました。

この度、5 年間の計画期間を終えることから、子どもや子育てに関する地域の現状や国の動向等も踏まえつつ、親と子がともに喜びを感じながら、本町で安心して子育て・子育てができるよう、さまざまな事業や取り組みについて見直し、新たに「第 2 期井手町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後も引き続き住民の皆様との協働のもと、本計画の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、本計画策定にご尽力いただきました「井手町子ども未来づくり会議」の委員の皆様をはじめ、「井手町子ども・子育て支援ニーズ調査」にご協力いただいた住民の皆様、また、日頃本町の子ども・子育てをめぐる施策・取り組みにご協力をいただいているすべての関係者・団体の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

井手町長 汐見 明男

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 2
- 3. 計画期間 3
- 4. 制度等の動向 3

第2章 子どもを取り巻く現状

- 1. 統計資料からみる現状 6
- 2. ニーズ調査結果の概要 15

第3章 第2期計画の基本的な考え方

- 1. 第2期計画の基本理念と将来像 26
- 2. 基本的な視点 26
- 3. 施策の基本目標 27

第4章 教育・保育事業及び地域子育て支援事業計画

- 1. 教育・保育提供区域の設定 28
- 2. 幼児期の教育・保育に係る需要量と確保方策及び提供体制 28
- 3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期 30

第5章 基本施策の展開

- 基本目標1 親と子の健全な生活を支援する仕組みづくり 41
- 基本目標2 子どもの育ちを支える仕組みづくり 43
- 基本目標3 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり 46
- 基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり 48

第6章 推進体制

- 1. 計画の推進に向けて 50
- 2. 計画の評価・確認など 50

第7章 資料編

- 1. 井手町子ども未来づくり会議条例 51
- 2. 井手町子ども未来づくり会議 53
- 3. 用語解説 55

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今、加速する少子・高齢化の進展により、地域社会の活力低下や地域コミュニティの希薄化とともに、経済的に困難な状況にある世帯の増加、子どもの貧困、若年層から続くひきこもりなど、子どもと子育て家庭を取り巻く新たな課題に直面しています。

国では、平成24年の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立後、平成27年の「子ども・子育て支援新制度」に続き、平成30年には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、計画的な整備等を進めていくこととされました。

また、令和元年10月からは、消費税増税に伴い、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児（幼稚園・認定こども園〈幼稚園部分〉については満3歳児から）と住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料が無償化されました。

井手町においても、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを進めるため、平成27年度より「井手町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）に基づく取り組みを推進してきました。

今、子どもを産み、育てる喜びが実感でき、子どもの健全な成長を地域で支え合う、子育て支援ネットワークの構築がさらに求められています。そのためには、さまざまな子育て支援活動の現場の意見や子育て世帯の声に耳を傾けながら、すべての子どもが困難に陥ることなく、より豊かに育っていけるよう、子どもの成長、発達の各段階における子育て支援を充実していく必要があります。

こうした背景を踏まえつつ、本町の恵まれた自然環境、活発な住民活動、コンパクトタウンならではの行き届いた子育て支援を活かし、地域の温もりを実感できる子育て環境を構築していくことにより、地域で安心して子どもを産み育てられるまち「井手町」をアピールすることで、若い世代にとって「井手町で子育てしたい」と思える子育てのまちづくりを目指し、「第2期井手町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

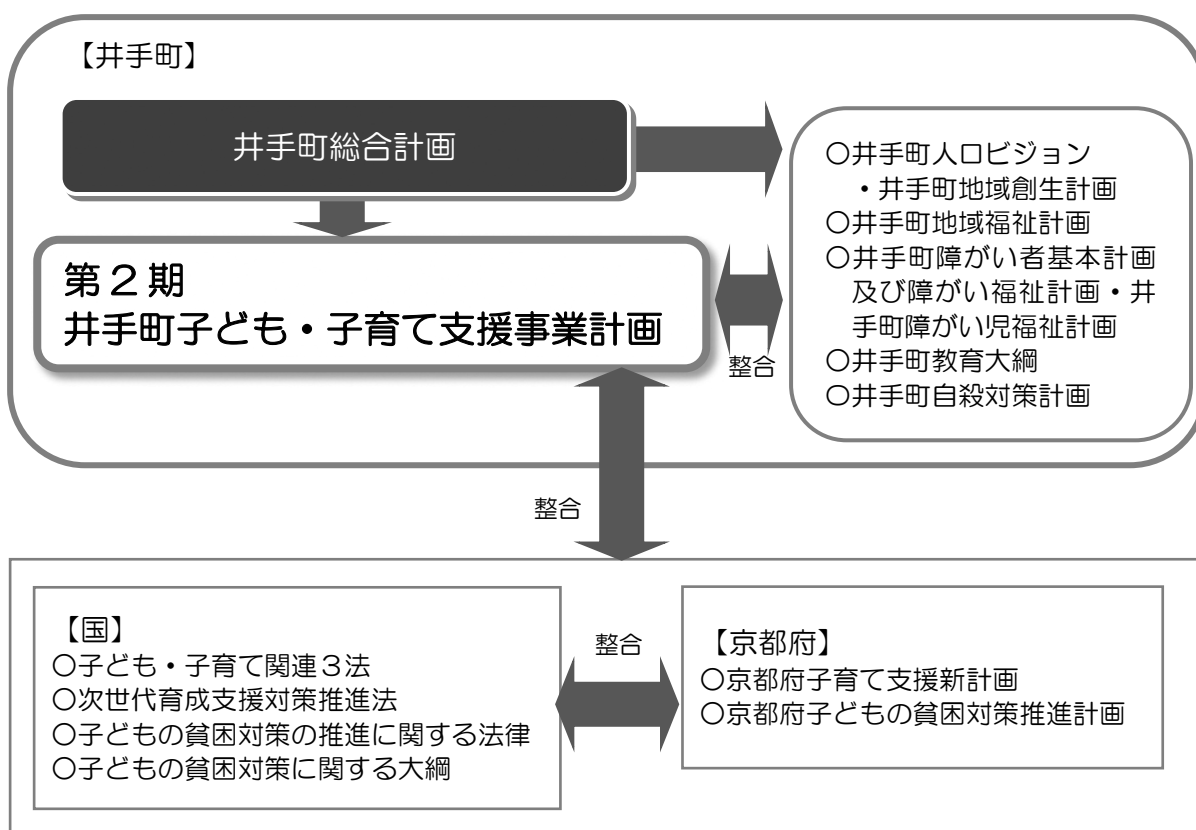
2. 計画の位置づけ

本計画は、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業者、行政などを対象としており、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に策定します。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づき、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ策定するものであり、基本指針に基づき、京都府が策定する「京都府子育て支援新計画」や「井手町総合計画」などの関連する他の計画との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を総合的に実施します。

なお、本計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画の理念を引き続き継承するとともに、国における「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）及び「子どもの貧困対策に関する大綱」の趣旨や府の動向等を踏まえ、策定します。

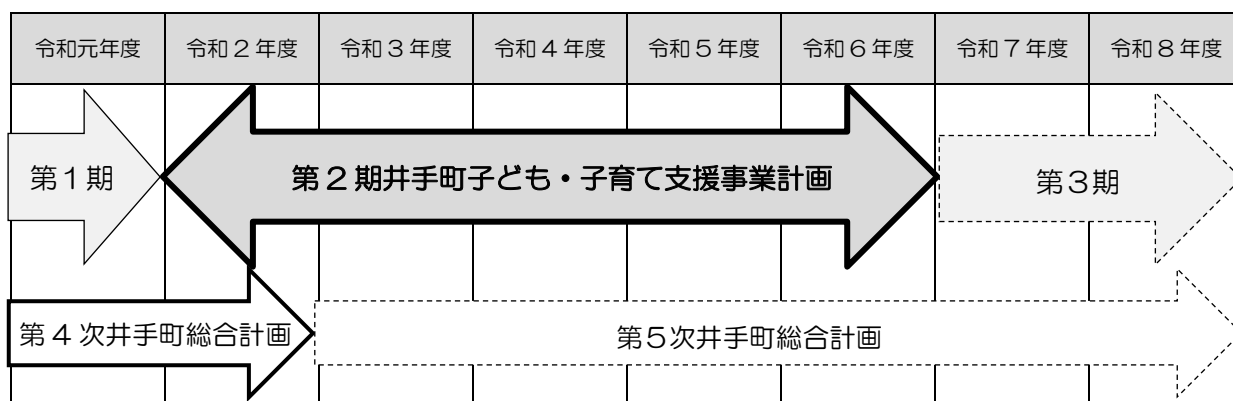
■計画の関連図



3. 計画期間

本計画の計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4. 制度等の動向

第1期計画策定以降の子ども・子育てに関する法律・制度・計画等の主な動向について、下記の通り示します。

年度	法律・制度等	内容
平成27年度	子ども・子育て支援新制度施行	○平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、4月1日から本格施行
	保育士確保プラン	○加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに6.9万人の保育士を確保
	少子化社会対策大綱改定	○子育て支援施策の一層の充実 ○若い年齢での結婚・出産の希望の実現 ○多子世帯への一層の配慮 ○男女の働き方改革 ○地域の実情に即した取り組み強化
	次世代育成支援対策推進法	○令和7年3月末までの時限立法に延長
	京都府子育て支援新計画策定	○京都府子育て支援条例に基づく基本計画 ○今までの取り組みに加え、少子化対策への総合的な取り組みを強化
	京都府子どもの貧困対策推進計画策定	○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める「都道府県計画」（努力義務）として策定 ○子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す。

年度	法律・制度等	内容
平成 28年度	子ども・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	○子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ○児童虐待対策の強化 ○子育て世代包括支援センターの法制化
	子ども・子育て支援法改正	○事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業の創設 ○一般事業主から徴収する拠出金の率の上限引上げ 等
	ニッポン一億総活躍プラン	○子育ての環境整備 ○「希望出生率 1.8」に向けたその他取り組み 等
	切れ目のない保育のための対策	○待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29年度	子育て安心プラン	○令和2年度末までに全国の待機児童解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%の達成に向けた保育の受け皿整備
	新しい経済政策パッケージ	○「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
	京都府少子化対策基本計画策定	○京都少子化対策条例に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定
平成 30年度	子ども・子育て支援法一部改正	○保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	放課後子ども総合プラン	○令和5年度までに放課後児童クラブの約 30 万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進
	基本指針の改正	○企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示
令和 元年度	子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針の改正	○「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記 ○児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記 ○その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正 ○幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記

年度	法律・制度等	内容
令和 元年度	京都府子育て環境日本一推進 戦略策定	○社会全体で子育てを見守り支える、あたたかい 子育て社会を目指すための指針として策定 ○企業に向け、「子育て環境日本一に向けた職場づ くり行動宣言」登録を促す。
	幼児教育・保育の無償化	○令和元年 10 月 1 日から、3 歳児から 5 歳児 までの幼稚園・保育所などを利用するすべての 子どもたち及び 0 歳児から 2 歳児までの非課 税世帯の利用料を無償化 ○子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基 礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、 子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目 的に実施
	子どもの貧困対策大綱	○平成 25 年に成立した「子どもの貧困対策の推 進に関する法律」に基づき策定 ○現在から将来にわたって、すべての子どもたち が前向きな気持ちで夢や希望を持つことのでき る社会の構築を目指し、子育てや貧困を家庭の みの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を 包括的・早期に実施することを目的とする。

第2章 子どもを取り巻く現状

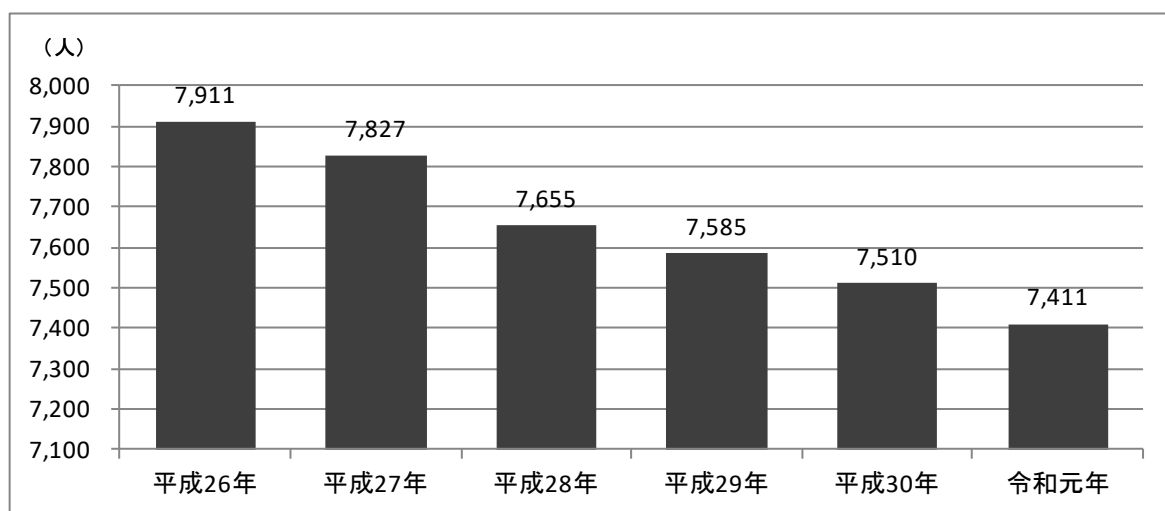
1. 統計資料からみる現状（人口、就労、児童、生徒数、保育サービス、子育て支援事業）

（1）総人口（年齢3区分）の推移

本町の総人口については、平成26年から減少傾向にあり、令和元年には7,411人となっています。

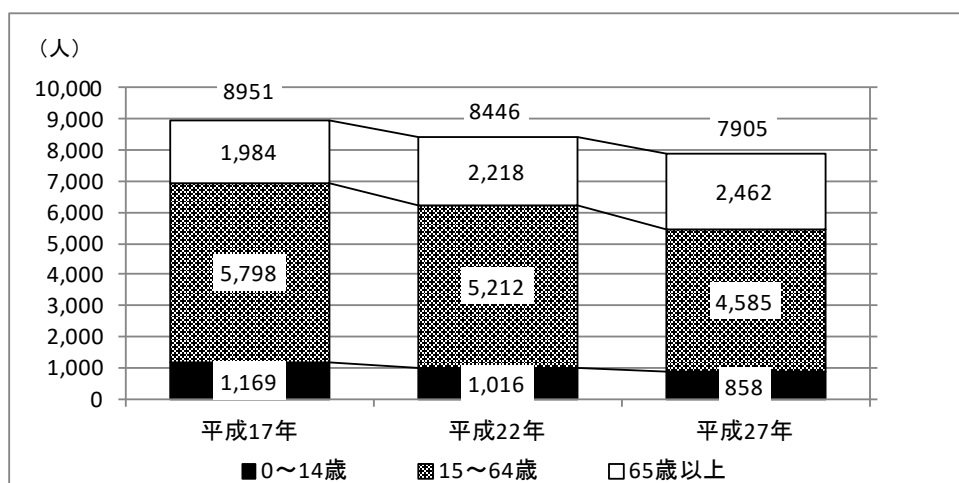
また年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加する少子高齢化が顕著となっています。

単位：(人)	総人口	男	女
平成26年	7,911	3,866	4,045
平成27年	7,827	3,816	4,011
平成28年	7,655	3,712	3,943
平成29年	7,585	3,656	3,929
平成30年	7,510	3,619	3,891
令和元年	7,411	3,580	3,831



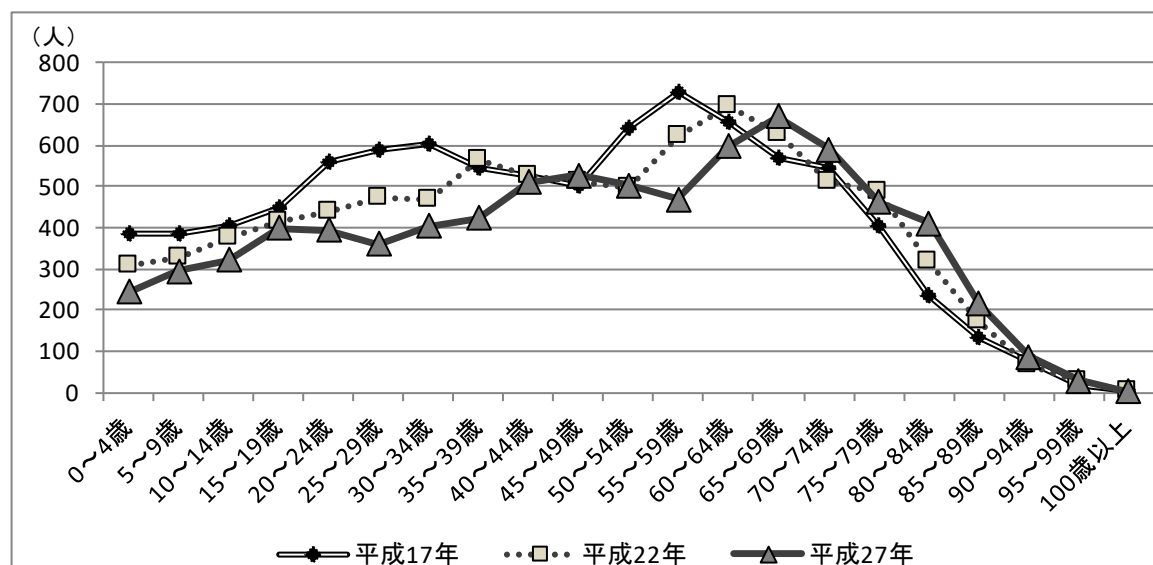
資料：井手町統計書（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口の推移



資料：国政調査（平成17年～平成27年）

■年齢5歳階級人口の推移

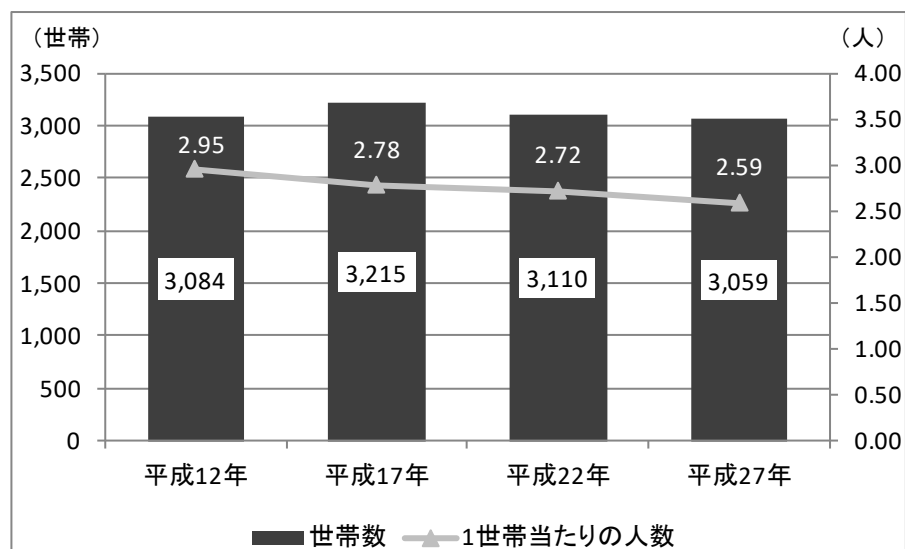


資料：国勢調査（平成17年～平成27年）

(2) 世帯の状況

世帯数は平成12年から増減を繰り返して、平成27年には3,059世帯となっています。総人口の減少と核家族化の進行で1世帯当たりの人員は減少を続けており、平成27年には1世帯当たり2.59人となっています。

■世帯総数と1世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査（平成12年～平成27年）

第2章 子どもを取り巻く現状

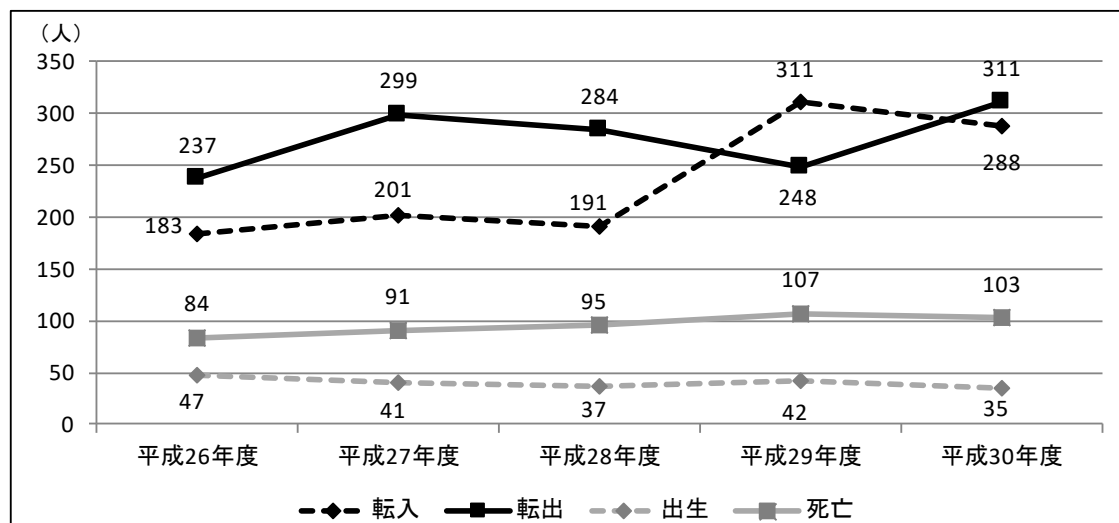
■地区別人口及び世帯数

地区名	平成26年			平成27年			平成28年		
	世帯数 (数)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (数)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (数)	男 (人)	女 (人)
玉水	458	512	555	452	513	538	453	488	532
水無	250	298	304	256	295	325	256	297	317
高月	168	212	200	166	208	195	171	207	191
上井手	169	190	204	167	189	202	168	185	200
田村新田	11	16	12	11	15	12	11	13	12
石垣	453	521	583	453	512	571	450	501	562
北	514	591	545	525	569	555	519	548	545
南	417	419	442	421	416	442	404	395	433
東部	254	314	327	252	309	311	256	307	309
西部	134	150	169	132	145	162	134	142	163
南部	281	335	359	291	345	356	289	340	350
北部	272	308	345	268	300	342	266	289	329
合 計	3,381	3,866	4,045	3,394	3,816	4,011	3,377	3,712	3,943

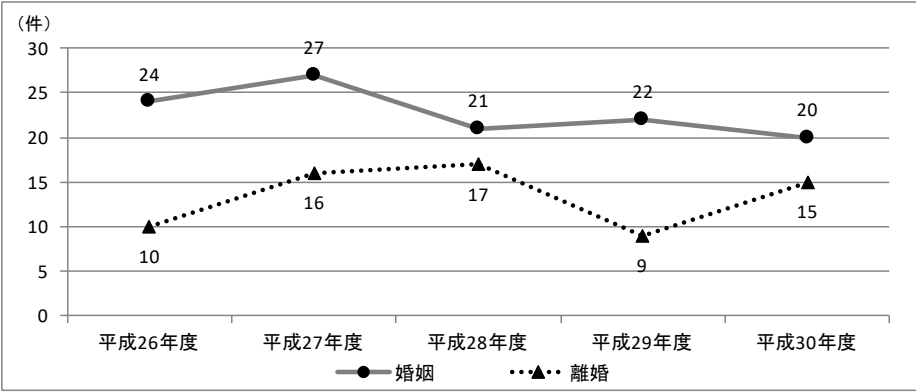
地区名	平成29年			平成30年			令和元年		
	世帯数 (数)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (数)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (数)	男 (人)	女 (人)
玉水	459	494	532	452	486	519	452	470	504
水無	260	297	319	261	291	321	264	287	319
高月	164	194	186	177	199	200	170	201	192
上井手	163	181	188	164	180	189	163	172	186
田村新田	10	13	11	8	11	10	8	11	9
石垣	454	498	560	463	498	555	465	485	548
北	506	519	528	508	509	515	517	501	521
南	404	391	435	399	386	426	398	382	414
東部	256	305	304	254	299	300	256	298	299
西部	137	137	168	145	137	174	145	139	176
南部	292	343	350	284	333	340	293	340	332
北部	300	284	348	316	290	342	319	294	331
合 計	3,405	3,656	3,929	3,431	3,619	3,891	3,450	3,580	3,831

資料：井手町統計書（各年10月1日現在）

■人口の自然・社会増減数の推移



資料：住民福祉課

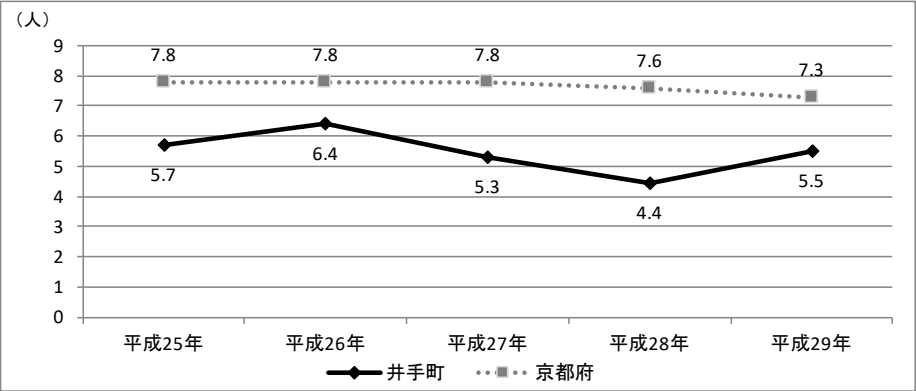


資料：住民福祉課

(3) 出生率の推移

出生率（人口千人対）の推移をみると、平成26年で増加に転じたものの、平成27年には再び減少しています。また、平成29年の出生率を京都府内の市町村と比較すると、全26市町村中19番目となっており、平成28年から平成29年では1.1ポイント増加しています。

■出生数と出生率の推移



単位：人	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
井手町	5.7	6.4	5.3	4.4	5.5
京都府	7.8	7.8	7.8	7.6	7.3

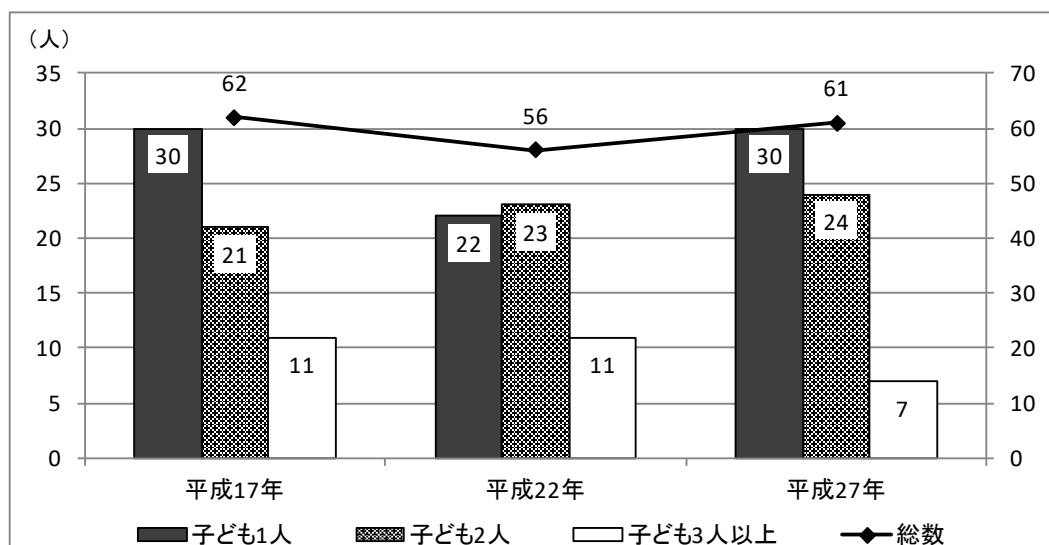
資料：京都府保健福祉統計

■参考：京都府内市町村の出生率（人口千人対）の比較表

順位	市町村	出生率	順位	市町村	出生率	順位	市町村	出生率	順位	市町村	出生率
1	大山崎町	10.2	7	長岡京市	8.0	13	綾部市	6.8	19	井手町	5.5
2	向日市	9.3	8	京田辺市	7.3	14	宇治市	6.8	20	南丹市	5.2
3	福知山市	9.3	9	京都市	7.3	15	京丹後市	6.5	21	南山城村	4.3
4	伊根町	8.6	10	精華町	7.2	16	城陽市	6.5	22	宮津市	4.3
5	木津川市	8.4	11	久御山町	7.1	17	八幡市	6.4	23	宇治田原町	4.2
6	舞鶴市	8.0	12	亀岡市	7.0	18	与謝野町	6.3	24	京丹波町	4.1
									25	和束町	2.9
									26	笠置町	1.6

資料：平成29年 京都府保健福祉統計

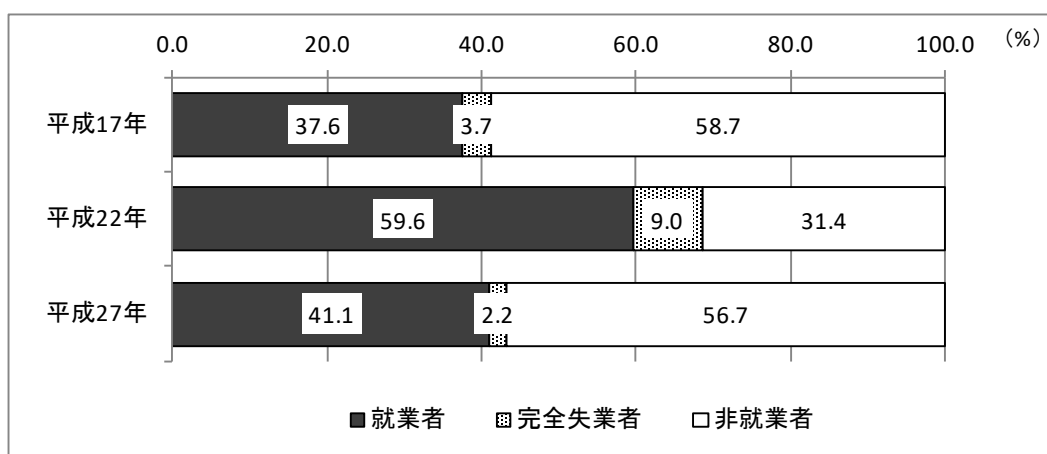
■母子家庭世帯の推移



資料：国勢調査（平成17年～平成27年）

（4）女性の労働力人口の推移

女性の労働力人口の推移についてみると、平成17年から5年後の平成22年には就業者の比率は大きく増加しましたが、平成27年では減少に転じています。



資料：国勢調査（平成17年～平成27年）

(5) 保育園の利用状況

町内保育園への園児数は、平成26年以降はやや減少傾向となっています。

また保育サービスの利用状況においては、「延長保育」及び「一時預かり事業」とともに増減を繰り返しています。

■ 保育園の利用状況（平成31年4月1日現在）

名称 (開設年月)	級数 (クラス)	職員数(人)			園児数(人)					
		保育士	その他	計	3歳未満	3歳	4歳	5歳	計	定員数
玉川保育園 (昭和28年4月)	6	20	12	32	23	17	29	27	96	120
多賀保育園 (昭和47年9月)	3	6	8	14	0	6	8	14	28	45
いづみ保育園 (昭和51年5月)	4	13	8	21	27	8	0	0	35	45
合 計	13	39	28	67	50	31	37	41	159	210

資料：住民福祉課

■ 保育園の職員及び園児数の推移

	保育所数 (力所)	級数 (クラス)	園児数 (人)	職員数(人)			園児定員 (人)
				保育士	その他	計	
平成26年度	3	14	186	35	29	64	210
平成27年度	3	14	186	38	30	68	210
平成28年度	3	13	174	37	28	65	210
平成29年度	3	14	170	37	29	66	210
平成30年度	3	14	176	40	28	68	210
令和元年度	3	13	159	39	28	67	210

資料：住民福祉課

第2章 子どもを取り巻く現状

■延長保育実施実績

<玉川保育園>

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)
平成26年度	4	353	8	1,209	11	1260	11	1,560	14	1,807	16	1,747
平成27年度	3	92	4	22	4	102	2	16	7	301	6	21
平成28年度	1	4	5	251	4	106	8	66	8	68	11	142
平成29年度	3	5	3	5	7	150	7	106	11	50	13	106
平成30年度	4	77	5	25	4	8	8	101	13	163	14	297

<多賀保育園>

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)
平成26年度	0	0	0	0	0	0	15	2,369	6	1,018	15	2,191
平成27年度	0	0	0	0	0	0	1	2	5	11	2	3
平成28年度	0	0	0	0	0	0	4	93	2	2	11	164
平成29年度	0	0	0	0	0	0	4	23	5	128	5	26
平成30年度	0	0	0	0	0	0	2	2	7	36	5	127

<いづみ保育園>

	0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)	託児人数 (人)	託児日数 (日)
平成26年度	0	0	13	2,750	11	1980	9	1,395	0	0	0	0
平成27年度	0	0	2	3	4	105	5	45	0	0	0	0
平成28年度	0	0	2	2	1	17	3	58	0	0	0	0
平成29年度	0	0	1	5	4	63	3	17	0	0	0	0
平成30年度	0	0	3	13	7	63	1	2	0	0	0	0

資料：住民福祉課

※平成27年度以降：延長保育対象時間の変更

(下記以外は延長保育)

保育標準時間 7:00~18:00

保育短時間 8:00~16:30

■一時預かり事業利用状況

	総申請数	実人数	延利用者数	3歳未満	3歳以上
平成26年度	454件	39人	417人	375人	42人
平成27年度	331件	27人	288人	288人	0人
平成28年度	802件	22人	722人	709人	13人
平成29年度	730件	27人	646人	632人	14人
平成30年度	543件	33人	460人	444人	16人

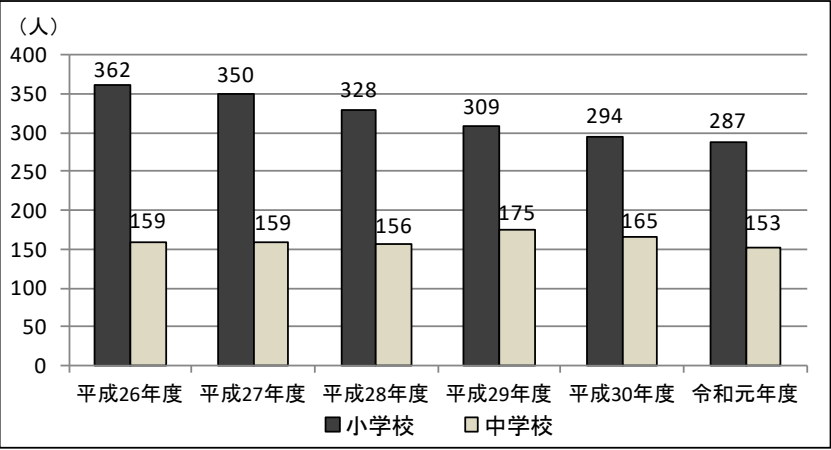
	非定型利用	緊急利用	私的利用
平成26年度	56人	11人	350人
平成27年度	131人	11人	146人
平成28年度	406人	21人	295人
平成29年度	165人	16人	465人
平成30年度	289人	22人	149人

資料：住民福祉課

(6) 小学校、中学校の状況

小学校と中学校の児童数・生徒数の状況をみると、中学生は増減を繰り返してはいますが、小学生は減少傾向にあるため、今後中学生は減少が見込まれます。

■小学校・中学校の児童数・生徒数の推移



	小学校							中学校						
	学校数 (校)	学級数 (クラス)	児童数(人)			職員数 (人)	教員一人 当たりの 児童数 (人)	学校数 (校)	学級数 (クラス)	生徒数(人)			職員数 (人)	教員一人 当たりの 生徒数 (人)
			男	女	計					男	女	計		
平成26年度	3	20(2)	200	162	362	35	10	1	7(1)	93	66	159	21	8
平成27年度	3	20(3)	191	159	350	34	10	1	7(1)	92	67	159	21	8
平成28年度	3	21(4)	177	151	328	36	9	1	7(1)	92	64	156	21	7
平成29年度	3	19(3)	173	136	309	34	9	1	7(1)	98	77	175	23	8
平成30年度	3	19(4)	166	128	294	33	9	1	7(1)	90	75	165	22	8
令和元年度	3	20(4)	161	126	287	33	9	1	7(1)	85	68	153	23	7

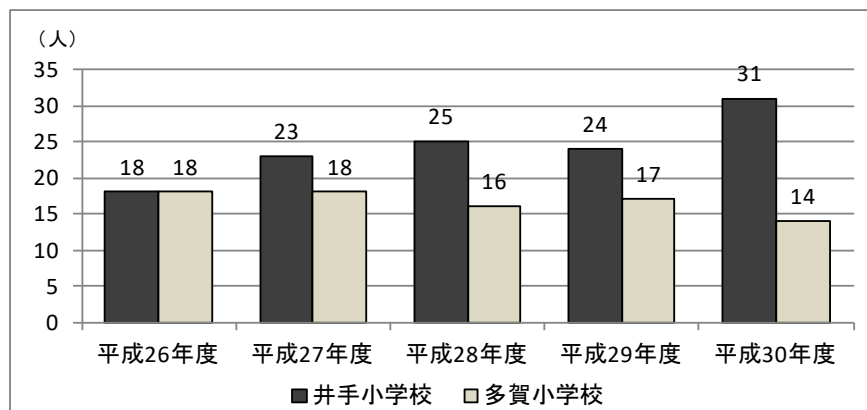
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）
※（ ）内は、学校教育法第81条の学級数を再掲

(7) 放課後児童クラブの利用状況

「放課後児童クラブ」「児童館」の利用者の推移をみると、「井手小放課後児童クラブ」では、平成26年度以降増加していますが、「多賀小放課後児童クラブ」は平成27年度以降では減少傾向にあります。

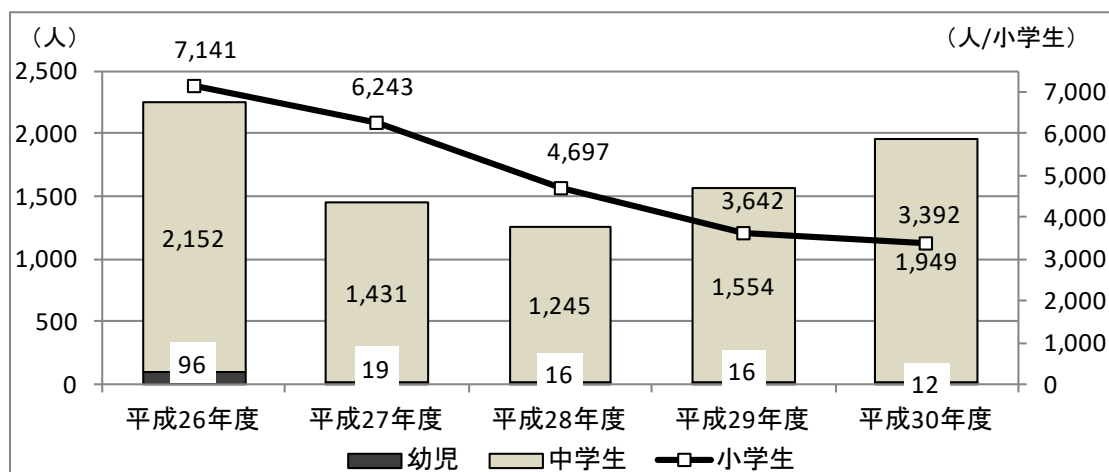
また「児童館」については、平成28年度以降中学生に増加の傾向がみられます。

■放課後児童クラブ1平均利用者数の推移



資料：社会教育課

■児童館利用者数の推移



資料：いづみ児童館

2. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の方法

①調査対象	【未就学】0歳から小学校に入学されるまでの子どものいる世帯 【小学生】小学生のいる世帯
②調査方法	学校・園及び郵送による配布・回収
③調査期間	平成31年1月28日～2月12日（回答締切）

(2) 回収結果

	配布数	有効回収数	回収率
未就学	196件	95件	48.5%
小学生	227件	103件	45.4%

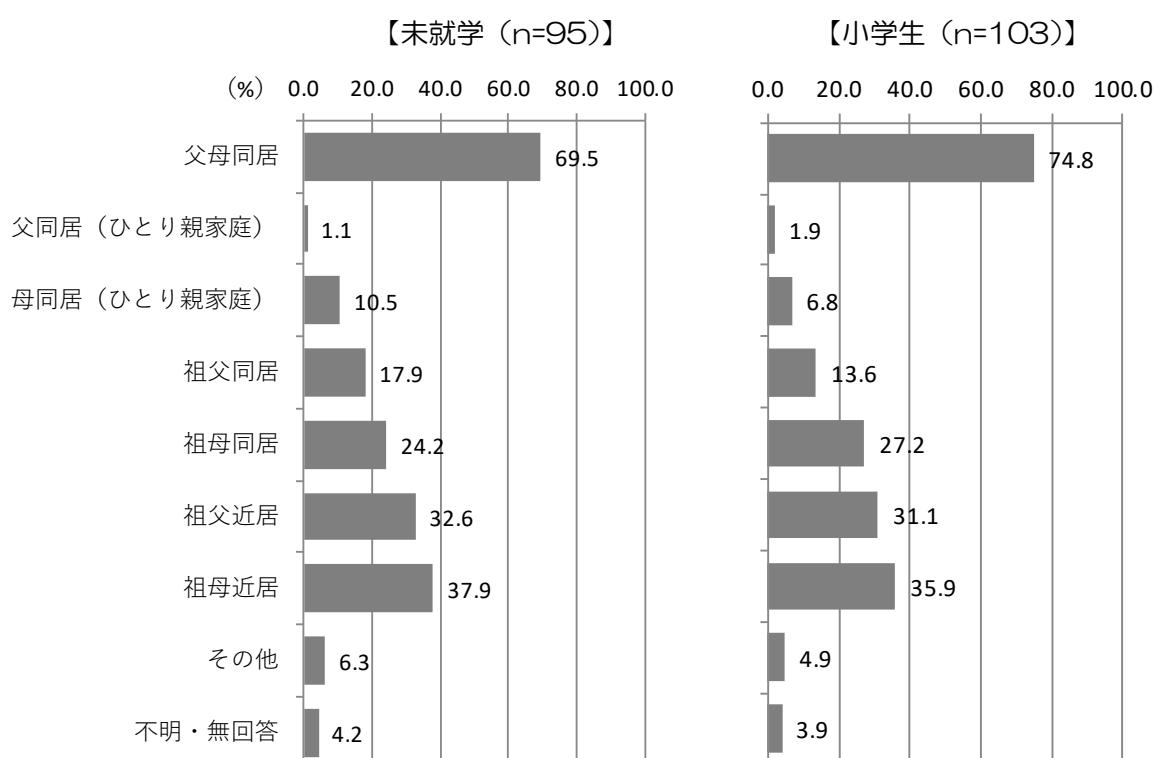
(3) 調査結果

（※図表中のn数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています）

1) 回答者の属性について

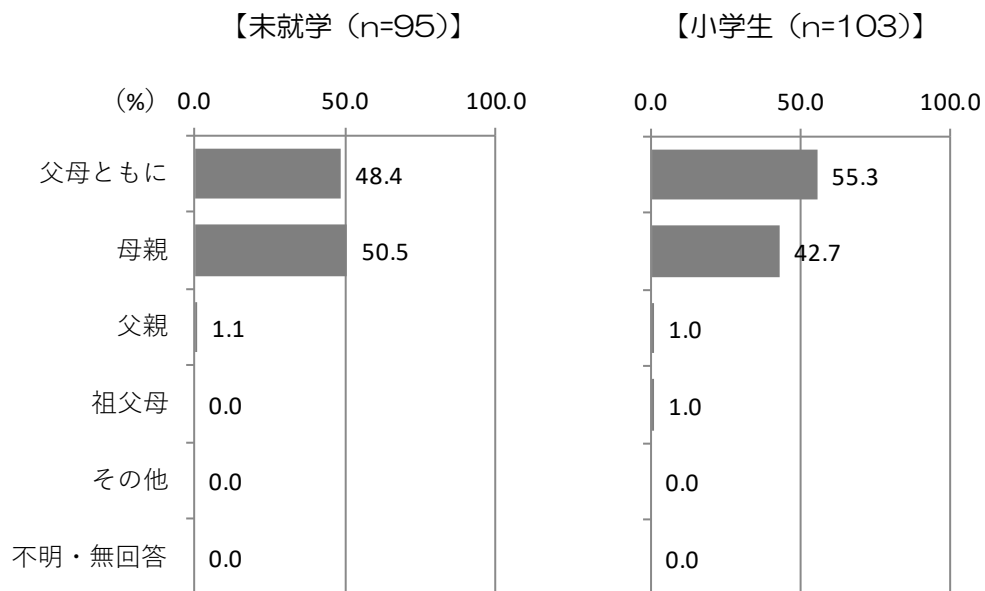
①子どもと同居している方

未就学、小学生ともに祖父母が近居している家庭が3割以上となっています。



②子育てを主に行っているのは誰か

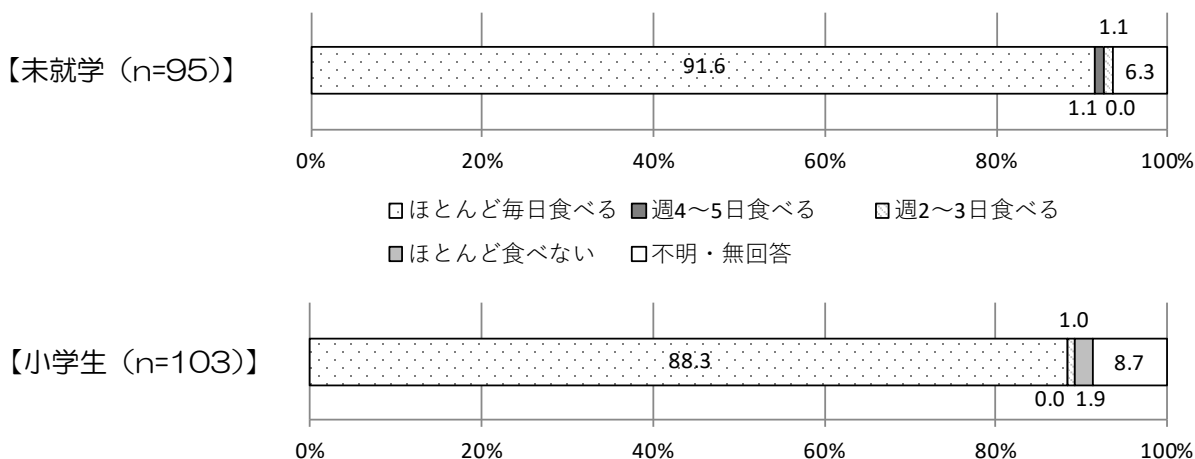
未就学、小学生ともに「父母ともに」「母親」が多くを占めていますが、未就学では「母親」が「父母ともに」を上回っています。



2) 子どもの育ちをめぐる環境について

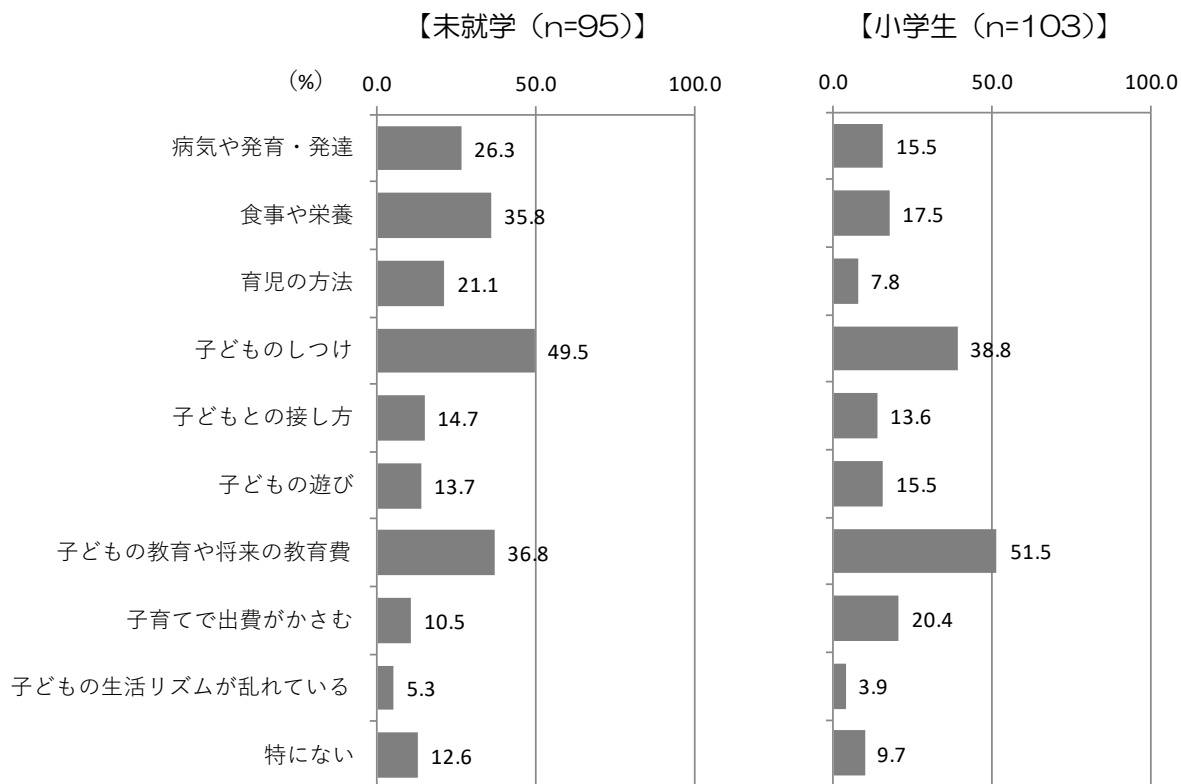
①朝食の状況

未就学、小学生ともに「ほとんど毎日食べる」が9割を占めている一方、小学生ではわずかながら「ほとんど食べない」という回答が見られます。



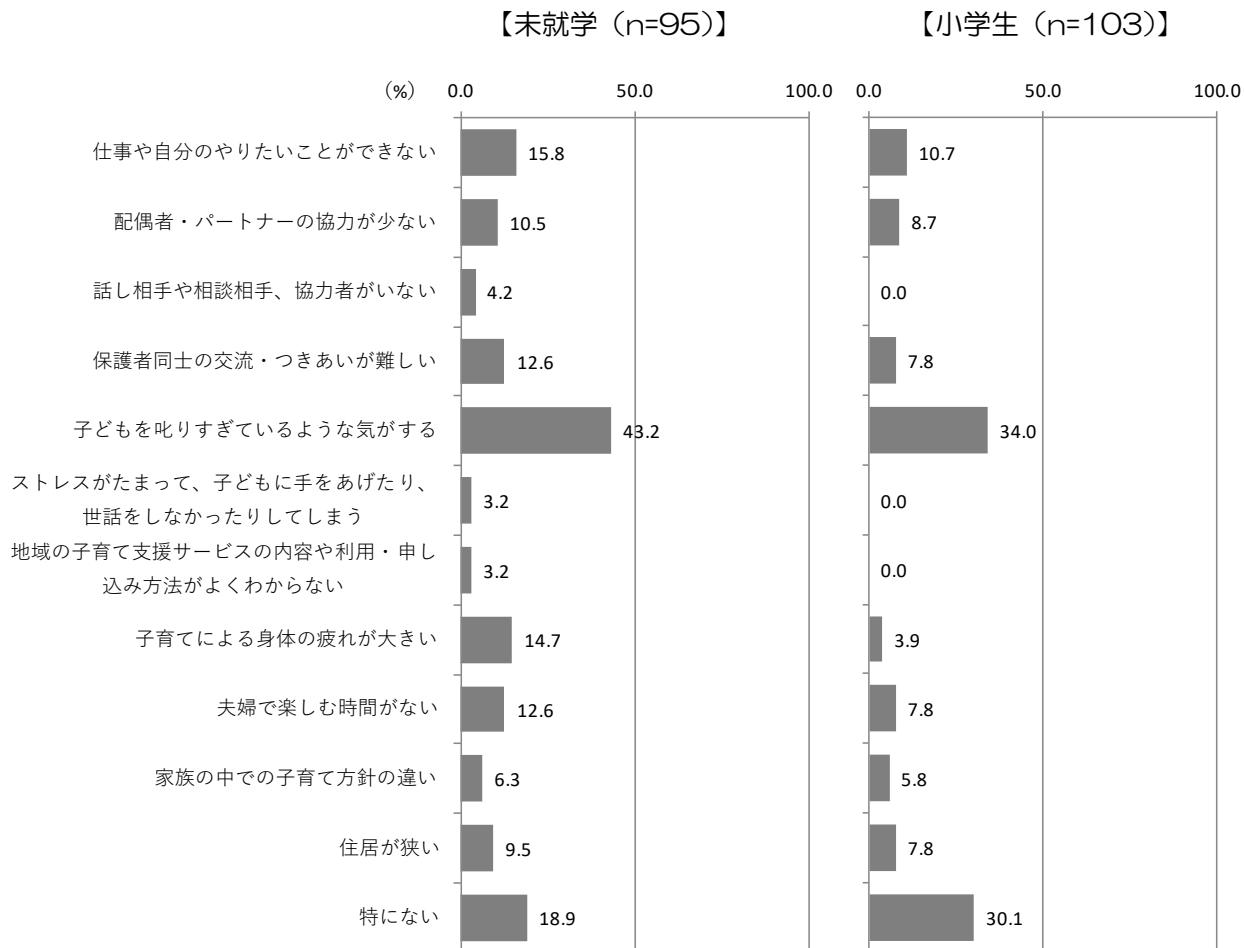
②子育ての悩みや不安の内容（お子さんのこと）

未就学では「子どものしつけ」、小学生では「子どもの教育や将来の教育費」が最も多くなっています。また未就学では「食事や栄養」も多く挙げられています。



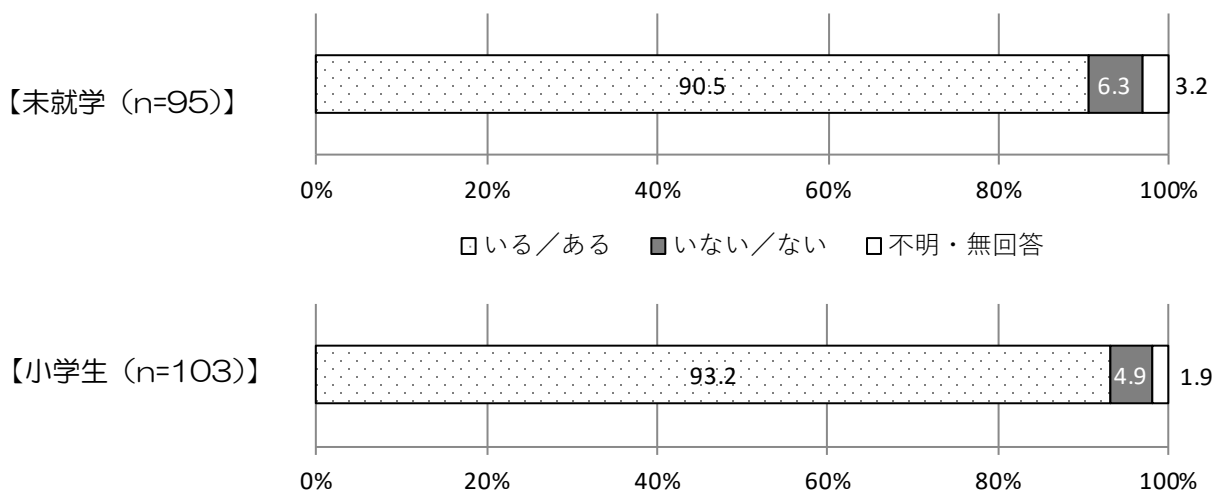
③子育ての悩みや不安の内容（保護者のこと）

未就学、小学生ともに 3～4 割の人が「子どもを叱りすぎているような気がする」ことを悩みや不安として挙げられています。



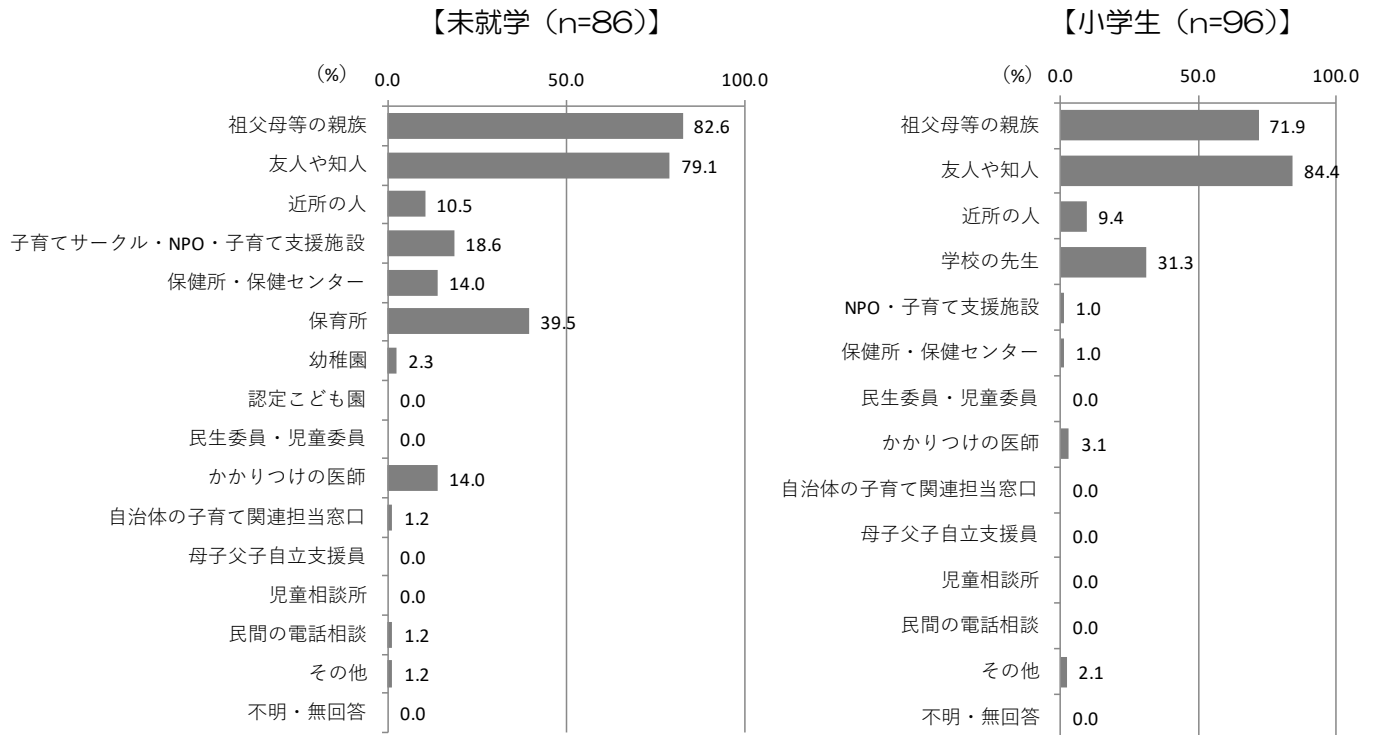
④相談先の有無

相談先が「いない／ない」と答えた人は、未就学で 6.3%、小学生で 4.9%となっています。



⑤どんな相談先か

親族や友人・知人のほか、未就学では「保育所」、小学生では「学校の先生」に相談するという人が多くなっています。

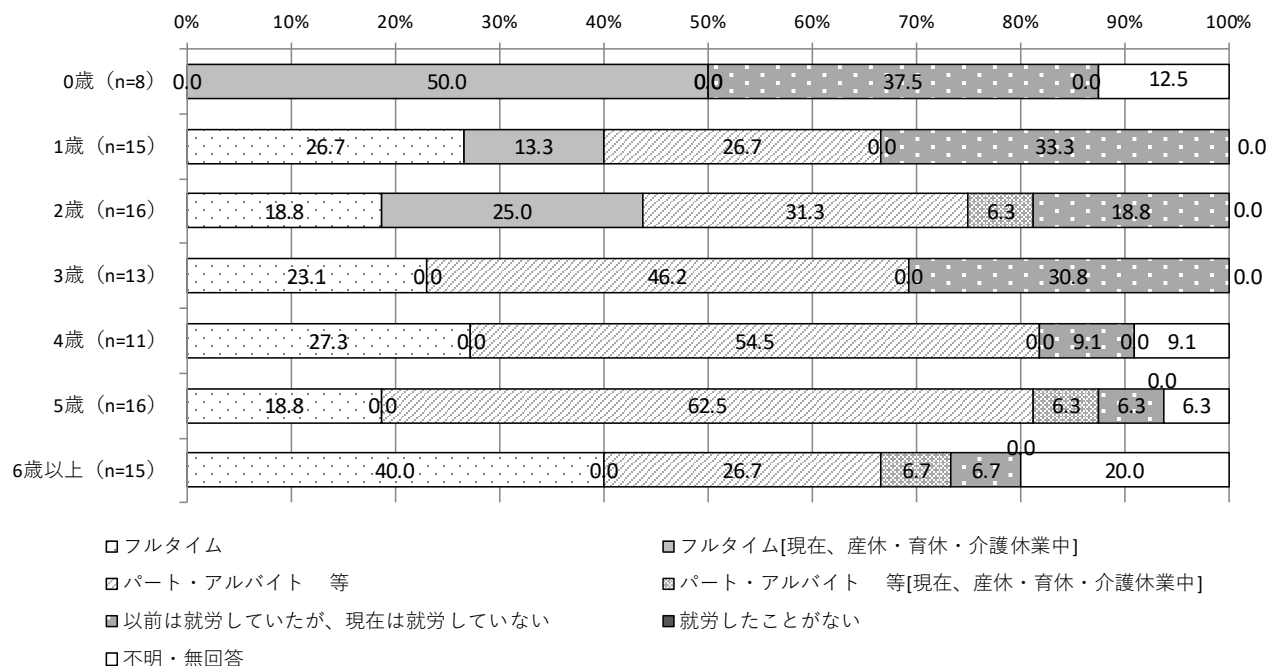


3) 保護者の就労状況について

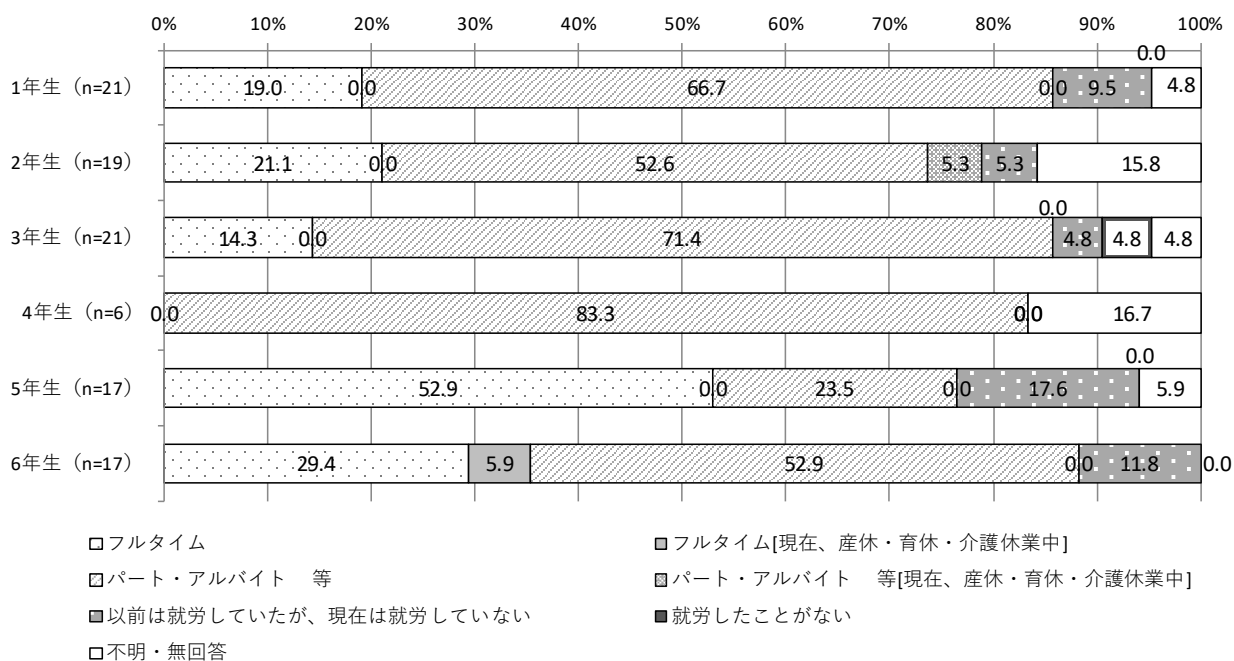
①就労形態（×子どもの年齢）

未就学では、「以前は就労していたが、現在はしていない」は0～3歳で多く、4～5歳では「パート・アルバイト等」、6歳以上では「フルタイム」での就労が多くなっています。
小学生では、「フルタイム」での就労が増え、「パートタイム・アルバイト等」と合わせて就労している人が多くなっています。

【未就学（n=95）】



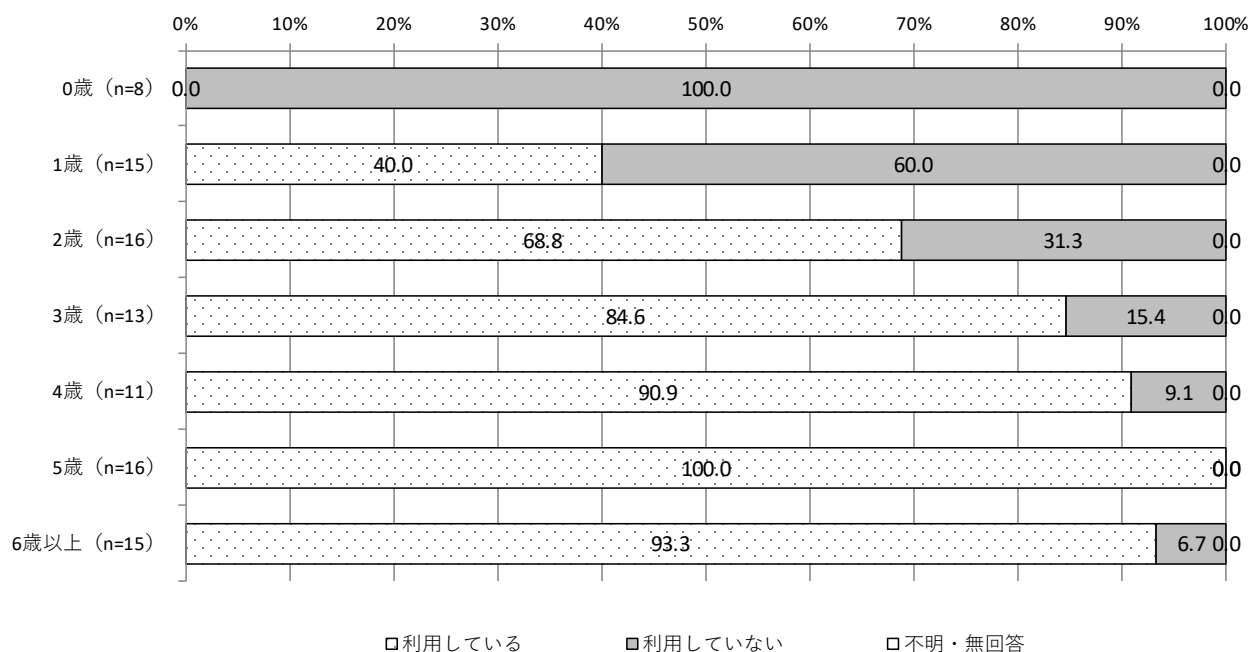
【小学生（n=103）】



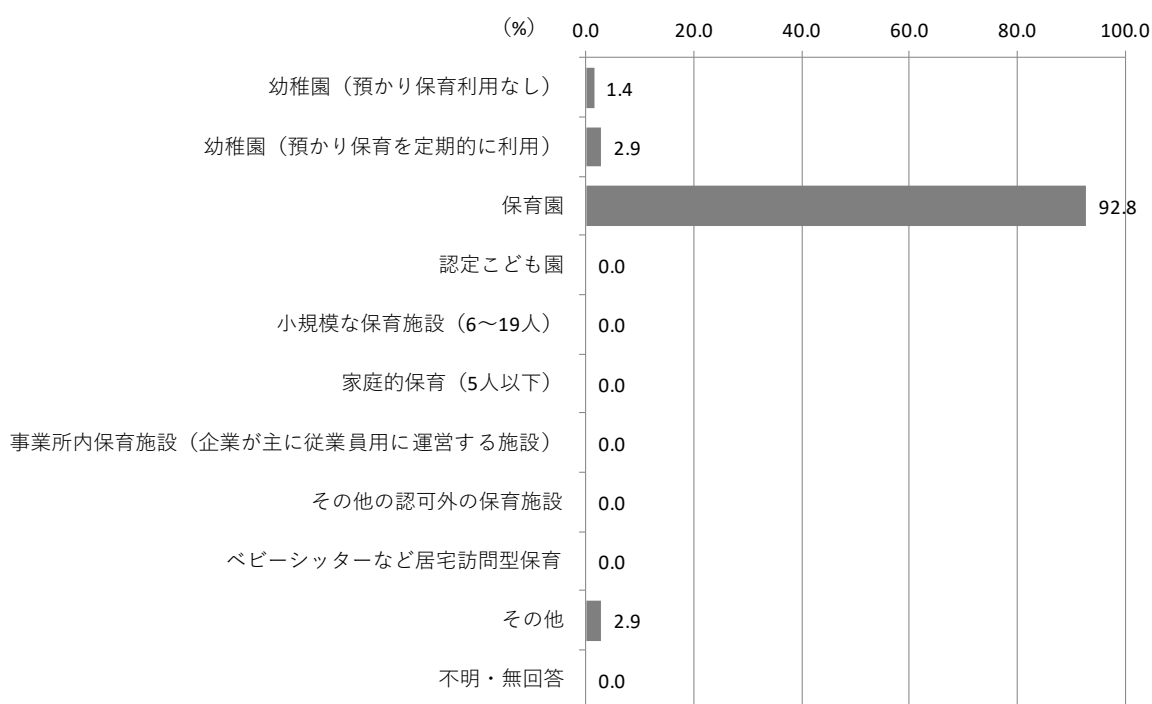
4) 平日の教育・保育利用状況について（未就学のみ）

①平日の教育・保育の利用状況

0～1 歳では「利用していない」の割合が高くなっていますが、2 歳から「利用している」の割合が増え、4 歳以上では9 割以上が「利用している」状況です。
利用している事業の種類としては「保育園」が92.8%となっています。



【未就学 (n=69)】



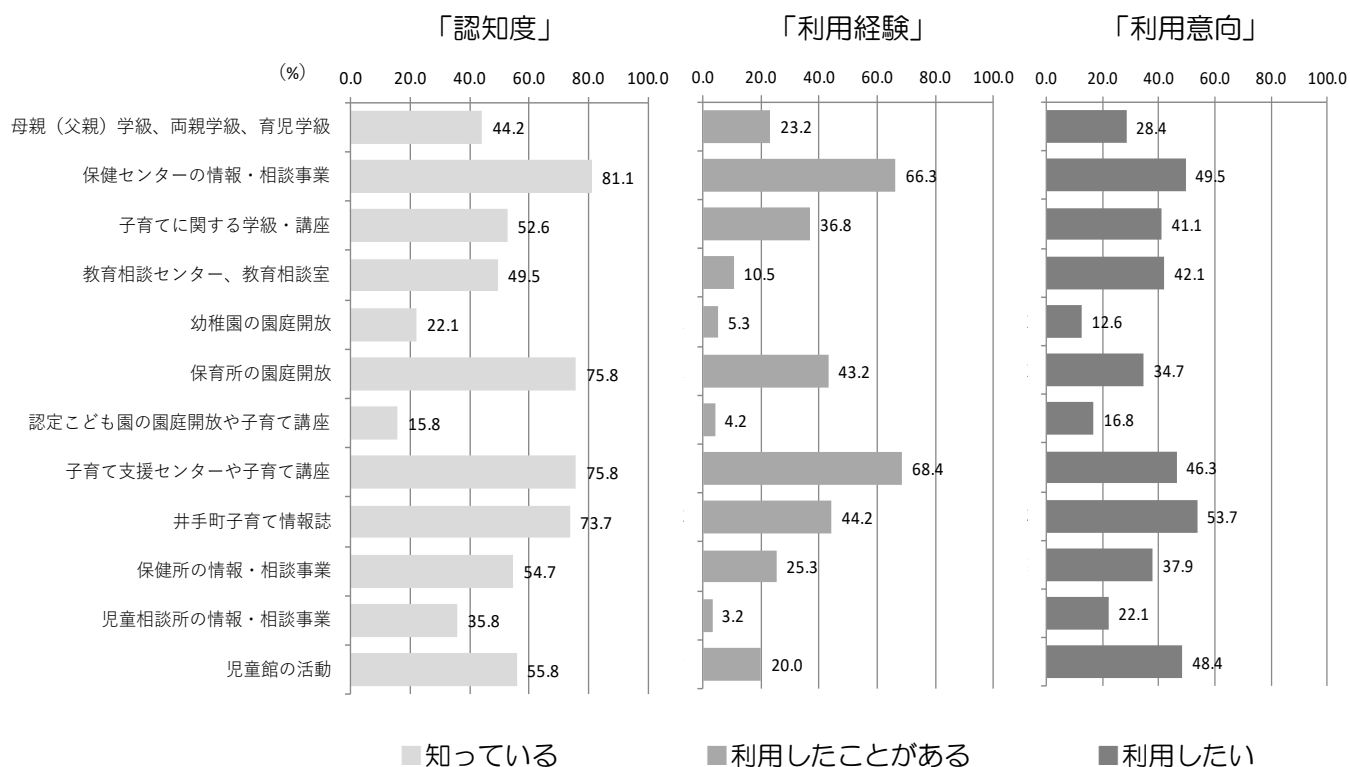
5) 地域子育て支援事業について（未就学のみ）

①地域子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向

保健センターでの相談、保育所の園庭開放、子育て支援センターや子育て講座などの認知度は高くなっています。

また、子育て支援情報誌、児童館の活動、教育相談センター、教育相談室などは利用経験が少なくなっていますが、利用意向は高くなっています。

【未就学（n=95）】

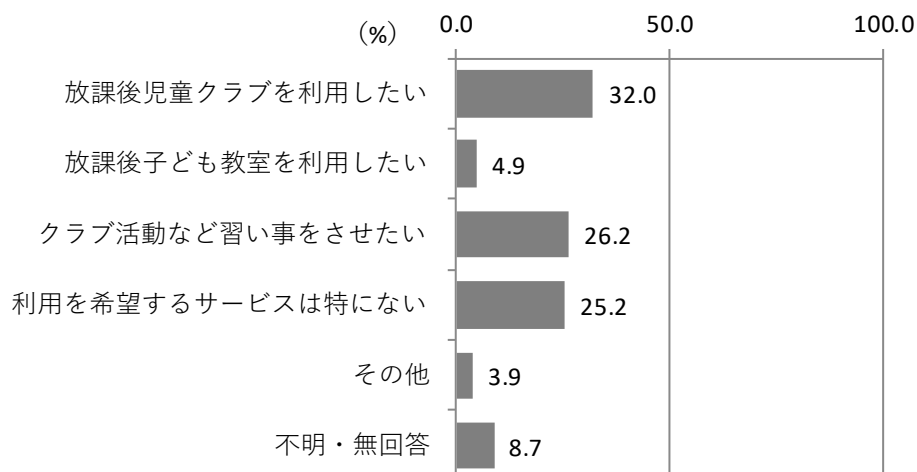


6) 放課後の過ごし方の希望について（小学生のみ）

①放課後の過ごし方の希望

今後の放課後の過ごし方としては、「放課後児童クラブを利用したい」が32.0%で最も多くなっています。

【小学生（n=103）】

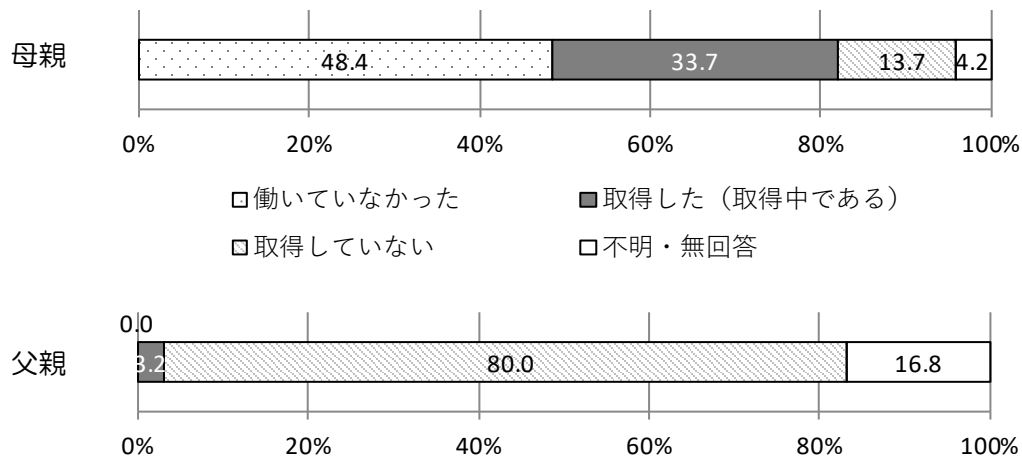


7) 子育てと仕事の両立支援について（未就学のみ）

①育児休業の取得状況

母親では33.7%が育児休業を取得していますが、父親では3.2%に留まっている状況です。

【未就学（n=95）】

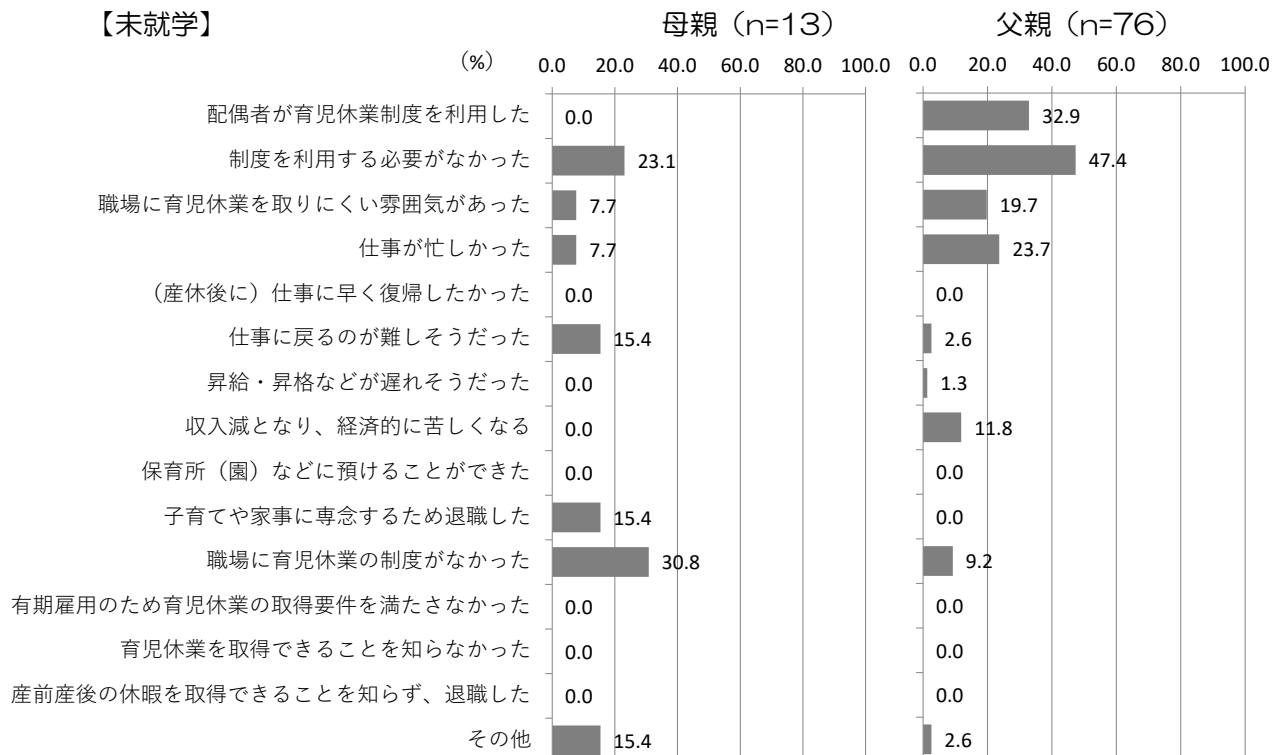


②育児休業を取得していない理由

母親では、「子育てのために退職した」人が15.4%おり、「職場に育児休業制度がなかった」人が3割を超えています。

父親では、「制度を利用する必要がなかった」や「配偶者が利用」のほか、職場の環境や経済面の要因が挙げられています。

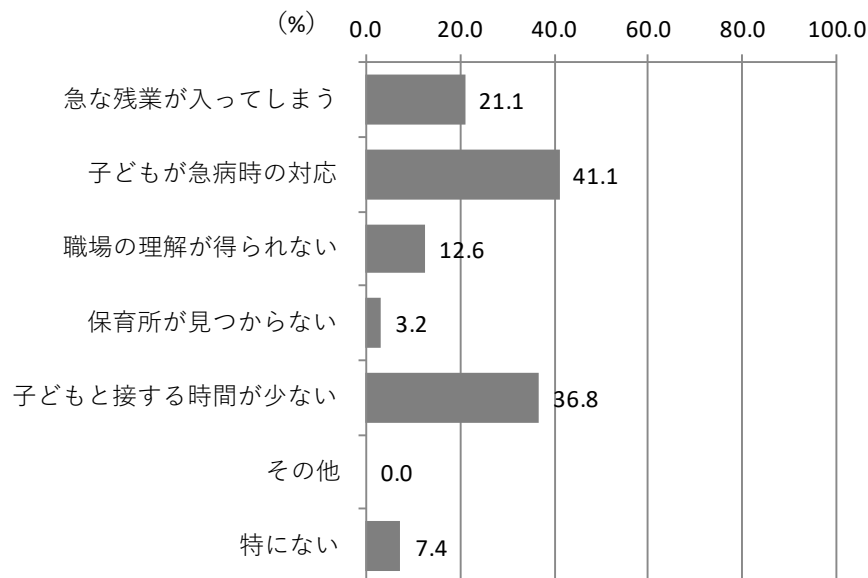
【未就学】



③仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

「子どもの急病時の対応」(41.1%)や「子どもと接する時間が少ない」(36.8%)、「急な残業が入ってしまう」(21.1%)などが多く挙げられています。

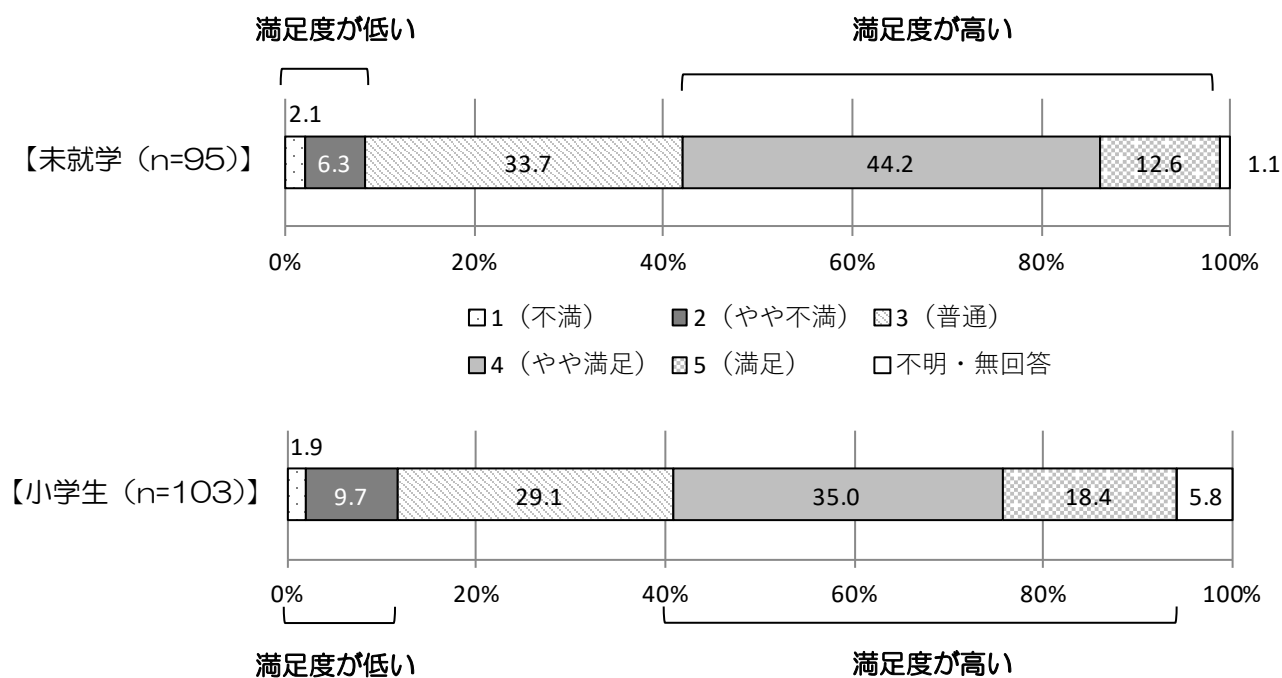
【未就学 (n=95)】



8) 子育て支援対策全般について

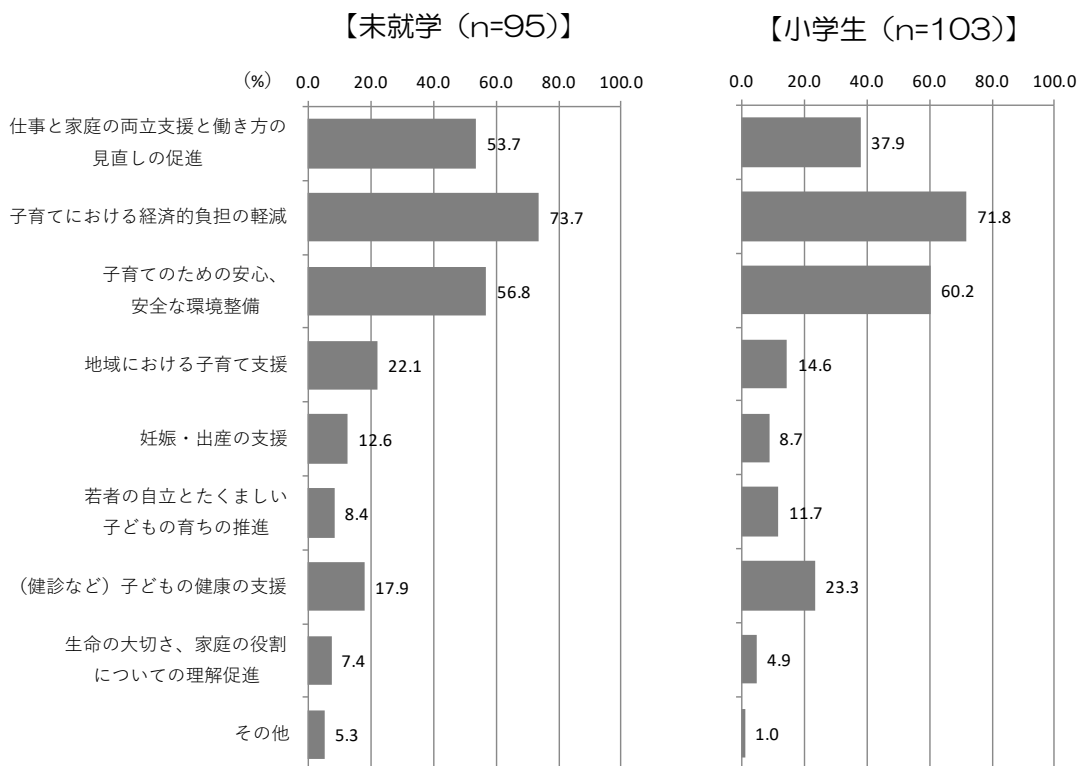
①地域の子育て環境や支援についての満足度

子育て環境や支援についての満足度では、未就学、小学生ともに「満足度が低い」よりも「満足度が高い」の方が大きく上回っています。



②望ましい子育て支援策

未就学、小学生ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も多く、次いで「安心、安全な環境整備」、「仕事と家庭の両立支援」が多く挙げられています。



第3章 第2期計画の基本的な考え方

「第2期井手町子ども・子育て支援事業計画」においては、第1期計画の「基本理念と将来像」は踏襲しますが、「基本的な視点」については、現状に即したものととして、以下の4つの視点に変更し、「施策の基本目標」の達成に向け、取り組みを進めます。

1. 第2期計画の基本理念と将来像

地域の温もりで子が育つまち いで

2. 基本的な視点

(1) 地域の温もりを実感する子育て支援の仕組みづくり

家庭、学校、地域、職場など、地域ぐるみの子育て支援を図るとともに、さまざまな理由から子育てが困難な子育て世帯への支援など、地域の温もりを実感できる子育てのまちづくりを進めます。

(2) 子ども一人ひとりの生きる力を育む

子育て中の親の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、親が子どもと向き合い、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てを通じて親の主体性を尊重しつつ子育て力を高めることで、子ども一人ひとりの生きる力を育むまちづくりを進めます。

(3) 人と人とのつながりのある子育てのまち

多様な人々の協力と、支え合いにより生まれる自主的な子育て活動を支援することで、子育ての楽しさや苦労を地域で分かち合えるよう家庭・地域・企業・行政等が連携する人と人とのつながりのある子育てのまちづくりを進めます。

(4) 安心・安全な子育て環境のまち

子どもの安全を確保するとともに、子どもへの虐待やいじめなどの未然防止に取り組み、安心・安全な子育て環境のまちづくりを進めます。

3. 施策の基本目標

基本理念、基本的な視点に基づき、第1期計画の施策を踏襲し、次の4つの施策目標を定めます。

(1) 親と子の健全な生活を支援する仕組みづくり

親と子の健全な生活を継続支援していくために、多様な人材等の活用による保健・医療体制の充実をはじめ、貧困家庭の子どもへの支援や食育学習の推進など、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを進めます。

(2) 子どもの育ちを支える仕組みづくり

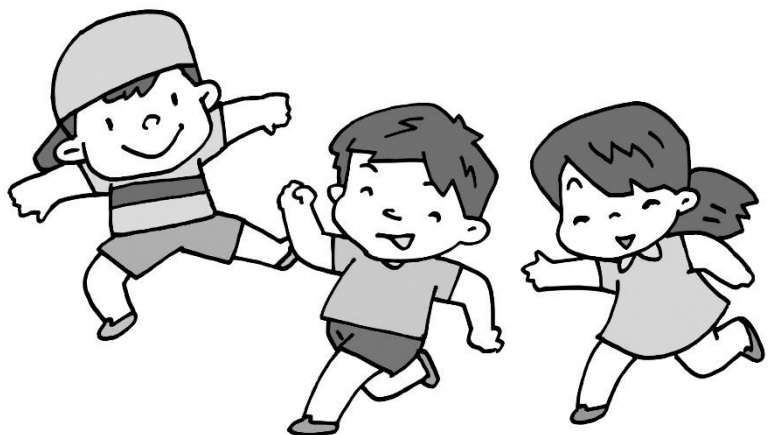
国の制度改正の動向等も踏まえながら、子どもの成長と家庭環境に合わせた行き届いた幼児教育・保育の環境を提供し、さらに世代を超えた地域内交流を推進することで、一層充実した子どもの育ちを地域で見守る環境を整えていきます。

(3) 仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり

男女共同参画の普及と実現や仕事と子育ての両立支援を進めるため、行政をはじめ、地域、企業に対する啓発活動を推進するとともに、地域子育て支援環境の充実を図っていきます。

(4) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが安心して生活できる住環境、道路・交通環境などの整備を進め、子どもの安全の確保、犯罪の未然防止など子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。



第4章 教育・保育事業及び地域子育て支援事業計画

※本章における量の見込みは、ニーズ調査結果及び実績値の推移等に基づき算出しています。

1. 教育・保育提供区域の設定

本町としては、人口・面積・交通事情などの地理的、社会的条件を総合的に判断し、町全体で1つの提供区域として設定します。

2. 幼児期の教育・保育に係る需要量と確保方策及び提供体制

(1) 前提となる事項

◎ 保育の必要性の認定区分

- ・ 1号認定 3～5歳 幼児期の教育 (教育標準時間認定)
- ・ 2号認定 3～5歳 保育の必要性あり (満3歳以上・保育認定)
- ・ 3号認定 0～2歳 保育の必要性あり (満3歳未満・保育認定)

◆ 平成30年度 利用実績 (平成30年4月1日現在の対象人口 256人)

幼稚園利用者数・率 (町外/3～5歳)	保育園利用者数 (3～5歳)	保育園利用者数 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	126人	50人	
	保育園利用者数/率 (0～5歳)		
10人/3.9% (予測値)	176人/68.8%		70人/27.3%

※「幼稚園利用者数・率」の数値については、実数が不明なため、ニーズ調査における各年齢ごとの「幼稚園」利用率をもとに算出。

◆ 令和元年度 需要量の見込み (平成31年4月1日時点の推計対象人口 232人)

1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳)		3号認定 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	幼稚園利用者想定	その他		
	0人	107人		
8人	107人	79人		
幼稚園利用者数/率 (3～5歳)		保育園利用者数/ 率		
8人/3.4%		186人/80.2%		38人/16.4%

◆ 認定区分別の教育・保育の量の見込み (ニーズ量調査に基づく)

設定区分 (単位: 人)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定		8	8	8	8	7	7
2号認定	教育希望が強い	0	0	0	0	0	0
	上記以外	107	103	101	101	95	93
3号認定	0～2歳	79	74	73	72	71	71
合計		194	185	181	181	173	171

(2) 教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期について

◆ 提供体制、確保方策の考え方

平成30年度の保育事業の利用者としては、町立保育園3カ所合計で176人となっていますが、教育を希望する人は町外の私立幼稚園を利用している状況にあります。

量の見込みにおいて、教育（幼稚園）を希望する人への対応の必要性が数値として表れていないことや、人口減少や少子化、または財源の確保などを勘案した場合、新設は想定できないことから、現状の保育園における内容の充実化などを図り、今後の状況に応じて対応を検討します。

単位：人		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)
①量の見込み（必要利用定員数）		8	103	74	8	101	73	8	101	72
②確保の内容	幼稚園、保育園	0	210		0	210		0	210	
②	－ ①	-8	33		-8	36		-8	37	

単位：人		令和5年度			令和6年度		
		1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)	1号 (3～5歳 教育のみ) 2号(教育 希望)	2号 (3～5歳 保育の必 要あり)	3号 (0～2歳 保育の必 要あり)
①量の見込み（必要利用定員数）		7	95	71	7	93	71
②確保の内容	幼稚園、保育園	0	210		0	210	
②	－ ①	-8	44		-7	46	

3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及びその実施時期

(1) 延長保育事業

＜事業内容＞ 保育園の基本開設時間を超えて、児童の保育を行う事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

延長保育事業については、町立保育園（3カ所）で実施しており、平成30年度では73人を受け入れています。また、量の見込みについては現状以下の数値となっており、提供体制としては量を満たした状態となっています。

◆ 延長保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人（延べ）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	46	45	45	44	43
②確保の内容	46	45	45	44	43
②－①	0	0	0	0	0

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人（延べ）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	74	71	68	67	63
②実績	45	60	66	73	
②－①	-29	-11	-2	6	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

＜事業内容＞ 保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

放課後児童健全育成事業については、町内の2カ所で児童の受け入れを実施しており、平成30年度の利用者実績としては102人となっています。量の見込みについては次ページの数値となっていますが、状況に応じてニーズを吸収できるよう対応策を検討します。

また、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備などを進める新・放課後子ども総合プランの推進として、特別教室など学校の余裕教室等の活用を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者による定期的な打ち合わせを行いながら、育成支援内容の向上や、利用者・地域住民への周知を図ります。

◆ 放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人（延べ）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	104	100	84	81	77
低学年	84	81	65	62	60
高学年	20	19	19	19	17
②確保の内容	104	100	84	81	77
②－①	0	0	0	0	0

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人（延べ）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	94	89	87	82	78
低学年	54	51	50	47	44
高学年	40	38	37	35	34
②実績	100	98	104	102	
低学年	75	70	80	76	
高学年	25	28	24	26	
②－①	6	9	17	20	

(3) 子育て短期支援事業

＜事業内容＞ 家庭での子育てが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において一定期間養育する事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

子育て短期支援事業については、平成27年度以降の利用実績はなく、量の見込みにおいても二歳は確認されませんでした。不測の事態に対応できるよう、継続して事業を実施していきます。

◆ 子育て短期支援事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日※／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

※「人日」＝対象となる人数×利用日数

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較（※素案後削除）

単位：人日／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②実績	0	0	0	0	
②－①	0	0	0	0	

（４）地域子育て支援拠点事業

＜事業内容＞ 公共施設や保育園、児童館などの地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

地域子育て支援拠点事業については、子育て支援センターの1カ所で実施しており、平成30年度は166人回／月の利用実績値となっています。また量の見込みについて、平成30年度の実績値よりも月平均で200人回程度多い数値になっていますが、実際のニーズが顕在化した場合でも、ニーズに応じた体制や取り組み内容の充実化を図ることで対応を検討します。

◆ 地域子育て支援拠点事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人回※／月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	363	356	353	349	349
②確保の内容	363	356	353	349	349
②－①	0	0	0	0	0

※「人回」＝対象となる人数×利用回数

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人回／月	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	244	236	226	221	212
②実績	131	121	145	166	
②－①	- 113	- 115	- 81	- 55	

(5) 一時預かり事業（在園児対象型）

＜事業内容＞ 幼稚園在園児を対象とし、保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れ解消などのため、一時的に保育が必要となる就学前児童を幼稚園で一時的に預かる事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

一時預かり事業（在園児対象型）については、町内に幼稚園がないために実施していませんが、量の見込みにおいてもニーズは確認されませんでした。町外の幼稚園利用者におけるニーズが顕在化する場合には、子育て支援センターでの対応を検討します。

◆ 一時預かり事業（在園児対象型「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日※／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量 の 見 込 み (1・2号) 合計	0	0	0	0	0
② 確保の内容	0	0	0	0	0
② - ①	0	0	0	0	0

※「人日」＝対象となる人数×利用日数

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人日／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 実績	0	0	0	0	
② - ①	0	0	0	0	

(6) 一時預かり事業（在園児対象型以外）

＜事業内容＞ 幼稚園在園児以外を対象とし、保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れ解消などのため、一時的に保育が必要となる就学前児童を保育園などで一時的に預かる事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

一時預かり事業（在園児対象型以外）については、子育て支援センターの1カ所で実施していますが、毎年増減はあるものの平成30年度実績としては382人日受け入れています。また、量の見込みについては、極端に多く反映されている可能性があり、ニーズ調査の結果を踏まえて補正を加えました。

補正值の算出により見込み量は減少しましたが、実績値との差は大きいことが考えられます。ただし、女性就業率の上昇や保護者の就労形態の多様化により、実績値の推移から推測される以上にニーズが増大すること考えられることから、状況に応じてニーズを吸収できるよう対応を検討します。

◆ 一時預かり事業（在園児対象型以外）「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日※／年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,140	2,092	2,092	2,015	1,995
①補正值	952	930	930	896	887
②確保の内容	952	930	930	896	887
②－①	0	0	0	0	0

※「人日」＝対象となる人数×利用日数

◎補正值の考え方

回答者において、利用希望日数を100日以上とする回答があったが、基本的に100日を超えた場合は、保育園の受け入れニーズで対応可能なため、本事業においてデータとしては除外した。

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人日／年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	1,878	1,803	1,727	1,696	1,614
②実績	288	709	632	382	
②－①	- 1,590	- 1,094	- 1,095	- 1,314	

(7) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）

＜事業内容＞ 子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)を登録し、会員相互間で育児などの援助を行う事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

ファミリー・サポート・センター事業については、現在は実施しておらず、ニーズ調査における量の見込みについても0となっていますが、町内での実施を希望する保護者の声も聞かれるため、事業内容の周知及び実施方法について検討を進めます。

◆ ファミリー・サポート・センター事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：人日※／週	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

※「人日」＝対象となる人数×利用日数

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人日／週	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②実績	0	0	0	0	
②－①	0	0	0	0	

(8) 妊婦健康診査事業

＜事業内容＞ 妊婦を対象に、妊婦の健康保持及び安全な分娩を支援するため、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定による妊婦健康診査を実施する事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

妊婦健康診査事業については、出生率の低下に伴い妊娠届出数も減少傾向にあります。妊婦健康診査は、1回の妊娠につき14回の妊婦健康診査受診券を発行し、基本的な検査や妊娠の週数に応じた必要な検査を実施します。

◆ 妊婦健康診査事業：「量の見込み」及び「実施時期」

単位： 人／回	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
量の見込み	47	362	44	337	43	327	41	313	38	295

※「量の見込み」の数値は、今回のニーズ調査において算出されたものではなく、現状等から予測される数値。

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位： 人／回	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
①量の見込み	82	875	80	848	77	820	74	786	71	755
②実績	62	470	66	479	70	533	51	395		
②－①	-20	-405	-14	-369	-7	-287	-23	-391		

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

＜事業内容＞ 保健師などが乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や、乳児や保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、育児についての相談に応じ、助言を行う事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、年によって増減はあるものの、出生率の低下に伴い対象家庭が減少傾向にあります。提供体制としては十分確保している状態であり、さらに100%の実施を目標とします。

◆ 乳児家庭全戸訪問事業：「量の見込み」及び「実施時期」

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32	30	31	31	30

※「量の見込み」の数値は、今回のニーズ調査において算出されたものではなく、現状から予測される数値。

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	40	39	37	36	35
②実績	38	37	42	32	
②－①	-2	-2	5	-4	

(10) 養育支援訪問事業

＜事業内容＞ 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

養育支援訪問事業については、年によって増減はあるものの、出生率の低下に反比例して対象家庭が増加傾向にあります。養育支援が必要な家庭は一定数見られるため、継続して実施していきます。

◆ 養育支援訪問事業：「量の見込み」及び「実施時期」

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20	21	23	24	26

※「量の見込み」の数値は、今回のニーズ調査において算出されたものではなく、現状から予測される数値。

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①実績	16	16	14	16	

※養育支援訪問事業については、前回計画に見込みの数値がないため、実績のみの記載。

(11) 利用者支援事業

＜事業内容＞ 身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関と

の連絡調整を行うことで、子ども・子育て支援に関する施設やサービスを円滑に利用できるように支援する事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

前回計画から新たに実施した本事業の実績については、平成29年度に1人、平成30年度に2人となっています。

本町は教育・保育提供区域を1区域と設定しているため、本町の窓口対応が想定しやすい環境とも考えられ、さまざまな事例を検証しながら検討します。

◆ 利用者支援事業：「量の見込み」及び「実施時期」

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2

※「量の見込み」の数値は、今回のニーズ調査において算出されたものではなく、現状から予測される数値。

前回計画策定時の量の見込みと実績の比較

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②実績	0	0	1	2	
②－①	-1	-1	0	1	

(12) 病児保育事業

＜事業内容＞ 地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業

◆ 今後の方向性

井手町では、町が指定する病児保育事業を行っている施設の利用について、非課税世帯の利用料半額、生活保護世帯の利用料の全額を補助しています。

今後は現状の補助事業を続けるか、保育施設と契約して事業を始めるか、対応を検討していきます。

（13）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

＜事業内容＞ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業。

◆ 今後の方向性

これまで、井手町要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童などの早期発見や適切な保護、支援を行ってきましたが、近年支援の必要な家庭が増加し、支援内容も複雑多様化しています。要保護児童対策地域協議会では、児童福祉、保健医療、教育、警察、司法、その他児童の保護に関係する機関の連携をさらに強化し、調整機関職員や関係機関の構成員の専門性の強化に努め、要保護児童などへの適切かつ早期の対応を図ります。

（14）実費徴収に係る補足給付を行う事業

＜事業内容＞ 保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業。

◆ 今後の方向性

国などの動向を踏まえ、助成事業についての検討を進めます。

（15）多様な主体の参入促進事業

＜事業内容＞ 特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業。

◆ 今後の方向性

民間事業者の参入促進については、地域のニーズを踏まえ、必要に応じて検討を進めます。

(16) 新・放課後子ども総合プラン

＜事業内容＞ すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備などを進める事業。

◆ 提供体制、確保方策の考え方

放課後における児童の多様なニーズに対応するため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みを次の通り推進します。

項 目	内 容
①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	第4章3（2）に記載
②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	1カ所
③放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画	1カ所
④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	教育委員会において一元的に所管し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者の定期的な打ち合わせの場を設けます。
⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	特別教室などの学校施設の活用を図ります。
⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会において一元的に所管します。
⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	学校関係者や放課後児童クラブ及び放課後子ども教室との間で相互に話し合いの場を設けます。
⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	平成27年4月から実施している開所時間の延長について継続的に取り組みます。
⑨各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	放課後児童クラブ指導員の支援員認定研修への参加や職員間の指導員会議を実施し、指導員の育成や資質の向上を図ります。
⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	広報いであ町ホームページを活用し、利用者や地域住民の方に周知します。

(17) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み一覧

		平成30年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)
延長保育事業（人）		73	46	45	45	44	43
放課後児童健全 育成事業（放課 後児童クラブ） （人）	低学年	76	84	81	65	62	60
	高学年	26	20	19	19	19	17
子育て短期支援事業（人日／年）		0	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業（人回／月）		166	363	356	353	349	349
一時預かり事業 （人日／年）	在園児対象型 （2号利用も含む）	0	0	0	0	0	0
	在園児対象型以外	382	952	930	930	896	887
ファミリー・サポート・センター事業（就 学児童のみ）（件）		0	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業（人）		51	47	44	43	41	38
乳児家庭全戸訪問事業（人）		32	32	30	31	31	30
養育訪問支援事業（人）		20	20	21	23	24	26
利用者支援事業（人）		2	2	2	2	2	2

第5章 基本施策の展開

基本目標 1 親と子の健全な生活を支援する仕組みづくり

親と子の健全な生活を継続支援していくために、多様な人材等の活用による保健・医療体制の充実をはじめ、子育て世帯の状況把握、経済的支援など、国の制度改正の動向も踏まえながら、地域ぐるみの子育て支援の仕組みづくりを進めます。

【重点施策項目】

施策名		施策内容	担当課
1	妊産婦／新生児訪問指導等の充実	妊産婦／新生児訪問・養育支援訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業を実施し、妊娠・出産・育児相談や子育て支援情報の提供、継続支援が必要な家庭の把握を進めます。	保健センター
2	小児救急医療体制に関する情報提供の充実	母子手帳交付時や新生児訪問時に小児救急電話相談（＃8000）の説明を実施しています。また、町ホームページ等により情報提供の充実に努めます。	保健センター
3	情報提供や育児相談など相談体制の充実化	育児相談の場において、子どもの心身の発達・離乳、しつけ等、子育ての中で生じるさまざまな悩みに対応するとともに、パンフレット等によるわかりやすい情報提供に努めます。	保健センター
4	不慮の事故防止に関する啓発の推進	乳幼児健康診査の際、リーフレットを配布し、不慮の事故予防について保護者への指導を行っています。	保健センター
5	チャイルドシートの補助金の交付	子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するため、6歳未満の児童を自動車に乗車させる場合に使用するチャイルドシート等購入費に対する補助金を交付しています。	住民福祉課
6	ひとり親家庭への生活援助の推進と自立への支援	ひとり親家庭に対して、京都府などの制度を利用できるよう、引き続き児童扶養手当をはじめとする京都府ひとり親事業受付事務等に努めます。	住民福祉課
7	要支援家庭に対する経済的支援と相談体制の充実	支援が必要な家庭に対し、学校と教育委員会が連携して、各種経済的支援制度を周知し、相談体制の充実を図ります。	学校教育課
8	新規産後ケア事業	心身のケアや保健指導を必要とする出産後の母親、乳児に対して、助産師等による産後ケアを行います。	保健センター
9	新規学校給食への食物アレルギー対応	食物アレルギーのある児童生徒に対して、原因となる食材を除去し、代替食や除去食を調理して提供を行います。	学校給食センター

施策名		施策内容	担当課
10	新規 学校給食費の全額補助	子育て支援策をより一層充実させるため、保護者負担軽減施策として学校給食費の全額補助を実施します。	学校給食センター
11	新規 貧困家庭の子どもへの支援	経済的な困難を抱える家庭の子どもに対し、確実に支援の対象となるよう把握に努めるとともに、ニーズに応じた適切な支援を行います。	住民福祉課
12	新規 幼児教育・保育無償化の実施	国・府の動向を踏まえつつ、幼児教育・保育無償化を実施することにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。	住民福祉課 学校教育課

【継続施策項目】

施策名		施策内容	担当課
1	母子健康手帳の交付	保健センターにて、保健師等が母子健康手帳を交付する際にアンケート・面談を実施し、支援が必要な妊婦の把握に努めるとともに、現時点での不安の聴取を行い、妊娠や出産の不安の軽減に努めます。	保健センター
2	妊娠・出産に関する各種相談の充実	妊婦訪問や育児相談事業、健診事業の機会を利用し、悩みや不安に対して個別の対応に努めるとともに、電話での相談受付を行います。	保健センター
3	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康保持と疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じ、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を実施します。	保健センター
4	各種予防接種の実施	麻疹、風疹、日本脳炎等の感染症から子どもを守るため、個別での各種予防接種を行います。また、未接種者に対して勧奨を行い、接種率の向上に努めます。	保健センター
5	母子保健事業における食生活に関する啓発の推進	離乳食教室、学校での出前教育、ぱくぱく教室等の実施や、育児相談等における指導内容の充実、乳児健康診査などでの情報提供等により、好ましい食習慣を支援します。	保健センター
6	障がいのある子どもがいる家庭への各種手当・医療費の助成	障がいのある子どもまたは保護者に対し、井手町心身障害児童特別手当などの支給を行い、経済的な負担を軽減します。	住民福祉課
7	児童手当の支給	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給します。	住民福祉課
8	子育て家庭への医療費の助成	子どもの医療費を助成することにより、次代を担う子どもの保健の向上及び福祉を増進し、子育て家庭の負担の軽減を図ります。	保健医療課

基本目標 2	子どもの育ちを支える仕組みづくり
--------	------------------

子どもの成長と家庭環境に合わせた行き届いた幼児教育・保育の環境を提供し、さらに世代を超えた地域内交流や食育学習を推進することで、一層充実した子どもの育ちを地域で見守る環境を整えていきます。

【重点施策項目】

施策名		施策内容	担当課
1	子どもの虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を充分発揮できるよう連携と強化を図ります。	いづみ人権交流センター
2	社会教育／学校教育の連携強化	青少年の健全育成に向け社会教育と学校教育の連携強化に努めます。	社会教育課 学校教育課
3	喫煙／飲酒／薬物乱用防止教育の推進	学校、家庭、地域が連携し、喫煙／飲酒／薬物乱用防止など、児童・生徒の心身の健康を大切にする教育の推進に努めます。	学校教育課
4	特別支援教育の充実	教育的ニーズに応じ、障がいのある子どもがその能力や特性に応じた適切な教育を受けられるよう、特別支援教育の充実に努めるとともに、地域の小・中学校と特別支援学校との交流を促進します。	学校教育課
5	障がい児保育の充実	関係機関と連携し、療育相談等定期的に行っています。加配をつけている児童にあった研修の受講の促進に努めます。	住民福祉課
6	被害にあった子どもの保護の推進	犯罪等の被害にあった子どもは、一刻も早いケアが必要となるため、カウンセリング機関の紹介や情報提供など、相談支援機関の周知に努めます。	いづみ人権交流センター
7	体験を重視した心の教育の充実	地域との交流や体験活動を取り入れながら心の教育を推進します。	住民福祉課 学校教育課
8	保育園職員などの研修の実施	保育士の資質及び専門性の向上のため、3園合同による研修会等の充実を図ります。	住民福祉課
9	学校施設の開放	青少年の健全育成や社会体育関係団体の育成のため、体育館やグラウンド等の学校施設を開放します。	社会教育課
10	児童館活動の充実	児童健全育成活動の拠点施設として、学習会や遊び、スポーツ等を通して仲間づくりを進める諸事業を実施します。	いづみ児童館
11	青少年の社会参加活動の推進	青少年の社会性や連帯性を育むため、ボランティア活動や地域活動等に積極的に参加できる機会の確保に努めます。	社会教育課

施策名		施策内容	担当課
12	地域における世代間交流の促進	子どもたちが体験から得る協調性や思いやりの心等を育めるよう、老人会と保育園が合同で行う苗植えなど世代を超えた交流の場づくりや、地域の行事等に参加できる機会づくりに努めます。	住民福祉課
13	新規 思春期保健への取り組み	性に関する正しい知識を身につけさせるため、保健師や助産師が中学校に出向き、性教育を実施します。	保健センター

【継続施策項目】

施策名		施策内容	担当課
1	児童虐待・障がいに対する正しい知識と理解を深めるための研修	保育士や教職員等が、児童虐待や障がいに対する正しい知識と理解を深めるため、計画的に研修を実施します。	住民福祉課 学校教育課
2	性教育の推進	命の大切さや性に対する正しい理解を育むため、保健学習などの機会に外部講師を招くなど、性教育を推進します。	学校教育課
3	生涯学習の必要性の啓発	広報いでや町ホームページ等の情報媒体を活用し、広く生涯学習の機会について、住民への周知に努めます。	社会教育課
4	社会体育施設の利用促進	住民ニーズに対応し、身近な地域でスポーツ活動に親しめるように社会教育施設の設備充実及び利用促進を図ります。	社会教育課
5	学校評議員制度の推進	学校評議員の意見を踏まえ、充実した学校運営を図るため、小・中学校3校で実施します。	学校教育課
6	情報化教育の推進	情報リテラシーを高め、社会の変化に対応できるよう情報化教育を推進します。	学校教育課
7	青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成団体との連携を通じて、各種青少年健全育成事業の推進を図ります。	社会教育課
8	図書館活動の充実	図書館情報ネットワークの活用を推進するとともに、図書館の出前サービスや子どもの読書活動の充実により、子どもたちがより楽しんで本に親しめる環境づくりを進めます。	図書館
9	食に関する学習の充実	栄養教諭を中心として、給食の時間や各教科等において、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学年に合わせた食育学習を推進します。	学校教育課 学校給食センター
10	給食だよりなどによる食に関する保護者への啓発促進	保護者に対して、食についての情報や献立のレシピを提供し、食の大切さについての啓発を推進します。	住民福祉課 学校給食センター

施策名		施策内容	担当課
11	乳幼児期からの食育推進とバランスの良い食事の提供	乳幼児期からたくさんの食材に触れ、「食」を通して心も身体も成長できるよう、また食事が楽しいと思えるよう、各年齢に合わせた食育学習を推進し、安心・安全な給食を提供します。	住民福祉課
12	バラエティ豊かな給食の提供	日本各地の郷土料理や世界の料理を紹介する「わくわく味めぐり」や11月24日「和食の日」に合わせた「だしで味わう和食の日献立」を提供します。	学校給食センター



基本目標 3	仕事と子育ての両立を支援する仕組みづくり
--------	----------------------

男女共同参画の普及と実現や仕事と子育ての両立支援を進めるため、行政をはじめ、地域、企業に対する啓発活動を推進するとともに、地域子育て支援環境の充実を図っていきます。

【重点施策項目】

施策名		施策内容	担当課
1	地域子育て支援センターの充実	施設の安全対策や、おもちゃや絵本イベント開催の増加により、相談・情報提供・交流の拠点として安心で魅力ある地域子育て支援センターを目指します。	住民福祉課
2	子育てサークル活動への支援	子育ての悩みを共有し、気軽に相談のできる子育てサークル活動への参加を促進するとともに、各サークルが自立した活動ができるよう、サークル同士のネットワーク化や、活動場所の提供など、活動支援に努めます。	住民福祉課
3	子育て支援における関係機関との連携	子育て世代包括支援事業による保育園、子育て支援センター、保健センター、住民福祉課の連携の強化を図り、組織的、計画的な活動を進めます。	保健センター 住民福祉課
4	放課後児童クラブの充実	保護者の労働等により昼間不在となる家庭保護に欠ける小学生の児童を保護し、健全な育成を図るため町内2カ所で開設します。	社会教育課
5	男女がともに参画できる子育て学習会の充実	家庭教育学級の学習会へ父親も参加できるよう啓発に努めます。また、子育てに男女でかわることの楽しさや必要性についての啓発を進めます。	社会教育課
6	男女共同参画の啓発	男女共同参画社会の形成に向けて地域住民の意識づくりのための学習機会を提供するほか、町内の女性団体の支援を行います。	社会教育課
7	子育てに関する情報提供の充実	井手町子育て情報誌の毎年度の更新及び発行を行い、各施設に配布するとともに、内容充実を図り、地域子ども・子育て支援事業等の周知及び利用促進を図ります。	住民福祉課

【継続施策項目】

施策		施策内容	担当課
1	地域における子育て支援の重要性の啓発	保育所や地域子育て支援センター、ボランティアなど、多様な情報媒体を活用し、地域ぐるみで子育て支援をする重要性について啓発を進めます。	住民福祉課
2	放課後児童クラブの指導内容などの充実	放課後児童クラブ指導員の指導内容の充実を図るため、支援員認定研修への参加や職員間の指導員会議を実施します。	社会教育課

施策		施策内容	担当課
3	井手町特定事業主行動計画の推進	育児休業の取得や時間外勤務の縮減等を進めることにより、職員の仕事と子育ての両立を図ります。	総務課
4	女性の自立と社会参加を進める環境整備	男女共同参画社会の形成に向けて地域住民の意識づくりのための学習機会を提供するほか、町内の女性団体の支援を行います。	社会教育課



基本目標 4	子どもと子育てにやさしいまちづくり
--------	-------------------

子どもが安心して生活できる住環境、道路・交通環境などの整備を進め、子どもの安全の確保、犯罪の未然防止など子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めます。

【重点施策項目】

施策名		施策内容	担当課
1	豊かな自然を活かした公園整備	公園遊具の点検や除草等の維持作業を今後も継続し、子どもたちが安心して遊べる環境整備に努めます。	建設課
2	快適で安全な住宅の整備	木造住宅耐震改修補助事業を実施するとともに、説明会の開催や広報いでの掲載、ダイレクトメールなどを活用した周知を進めます。	建設課
3	生活空間／公共施設のバリアフリー化	日常生活におけるさまざまなバリアを取り除くことによって、子どもをはじめ、誰にとっても住みやすいまちをめざし、公共施設等のバリアフリー化を継続します。	高齢福祉課
4	「京都府福祉のまちづくり」の推進	バリアフリーのまちづくりを目指し、「京都府福祉のまちづくり条例」の周知徹底・指導強化を図ります。	高齢福祉課
5	ふるさと意識の醸成	地域のまちづくり団体や町との間で連携協力に関する包括協定を結び京都産業大学との連携により、町の自然や歴史、文化について改めてその良さを感じてもらえるよう各種イベントを企画するとともに、小・中学校でのまちづくり教育を推進します。	地域創生推進室 学校教育課
6	防犯設備の整備促進	夜間の安全性を高める防犯灯の設置をはじめ、警察など関係団体と連携しながら、犯罪を防止する環境づくりを進めます。	総務課
7	防犯意識の啓発促進	子どもの安全や犯罪の防止など、健全な社会環境づくりを推進するため、関係団体や機関と連携し、ポスターの掲示や町ホームページによる広報活動の充実に努めます。	総務課
8	夜間パトロールの強化	青少年の健全育成に関わる団体と連携した夜間パトロールを実施し、地域に根ざした防犯活動を進めます。	社会教育課
9	安全管理に関する取り組みの徹底	保育園や学校施設において、犯罪や災害等から子どもを守るために、定期的な安全点検を実施します。	住民福祉課 学校教育課
10	交通安全教育の充実	田辺警察署等と連携し、子どもが交通ルールや交通マナーを身に付けることができるよう、交通安全教育の充実に努めます。	住民福祉課 学校教育課

【継続施策項目】

	施策名	施策内容	担当課
1	府営住宅の入居者募集案内の情報提供	府営住宅入居者募集案内書のパンフレット等を配布し、情報提供に努めます。	同和・人権政策課
2	安全な道路交通環境の整備	子育て家庭が安心・安全に生活することができるよう、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路改良事業を引き続き推進します。	建設課
3	大人への交通マナーの啓発促進	交通事故防止の徹底を図るため、関係団体や機関と連携し、定期的に駅前や小学校前での交通マナーの啓発活動に努めます。	総務課
4	チャイルドシート着用の啓発促進	警察から配布されるリーフレットの配付等により周知を図るとともに、各種事業等の機会を活用し、チャイルドシートの正しい使用方法の確認や指導を行います。	住民福祉課



第6章 推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細かな取り組みが必要とされ、そのためにも、本計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において住民のニーズの把握に努めながら、計画の実施状況を管理するとともに、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1. 計画の推進に向けて

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町はこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを井手町子育て情報誌や広報いで、町ホームページなどを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報媒体やインターネット、パンフレットなどの作成・配布などを通じて、住民への周知・啓発に努めるとともに、住民の生の声に対応できるよう、研修等による職員の意識向上に努めます。

(3) 広域調整や府との連絡調整

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園などの施設をはじめ、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、医療的ケア児を含む障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や府と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2. 計画の評価・確認など

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報などを通じて公表していきます。

第7章 資料編

1. 井手町子ども未来づくり会議条例

平成25年3月26日
条例第7号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、井手町子ども未来づくり会議（以下「未来づくり会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 未来づくり会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 未来づくり会議は、委員若干名で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 教育・保育分野の関係者
- （2） 保健・福祉又は医療に関する機関の関係者
- （3） 学識経験を有する者
- （4） 前3号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員のうち、職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 未来づくり会議に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、未来づくり会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 未来づくり会議は、会長が招集する。

- 2 未来づくり会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 未来づくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 会長は、未来づくり会議において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聞くことができる。

（庶務）

第8条 未来づくり会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、未来づくり会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2. 井手町子ども未来づくり会議

(1) 策定委員

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属
会長	・中坊 溥	社会福祉協議会会長
副会長	・小川 成美 (～令和元年11月) ・古川 幸子 (令和元年12月～)	社会福祉協議会女性児童福祉部長
委員	・北澤 罔彦 (～令和元年11月) ・杉山 明昌 (令和元年12月～)	民生児童委員協議会会長
委員	・村田 欣子 (～令和元年11月) ・大西 ますみ (令和元年12月～)	民生児童委員協議会主任児童委員
委員	・池内 昭博	医師会(班長)
委員	・中田 邦和	学校関係(三校代表)
委員	・岩瀬 麻衣 (平成30年度) ・西田 友理 (令和元年度)	さんさん会代表
委員	・大平 可菜子 (平成30年度) ・鈴木 愛華 (令和元年度)	竹の子ひろば代表
委員	・親見 由香	いづみ保育園 園長
委員	・藤林 栄美子	子育て支援センター
委員	・小笠原 温美 (平成30年度) ・小山 烈 (令和元年度)	保健センター所長

(2) 策定過程

回	開催日	会議内容
第1回	平成30年 12月25日	- 井手町子ども未来づくり会議設置要綱について - 井手町子ども未来づくり会議委員名簿 - 第2期子ども・子育て新制度の概要について - 調査票（案）について
第2回	平成31年 3月25日	- 井手町子ども・子育てニーズ調査の結果について - 井手町の子育てを取り巻く現状について
第3回	令和元年 6月24日	- 第2期井手町子ども・子育て支援事業計画のための児童数推計（案）について 「子育て支援に関するニーズ調査結果」より算出した井手町子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」（案）について - 第2期井手町子ども・子育て支援事業計画骨子案現行計画の見直し方針について
第4回	令和元年 11月11日	第2期井手町子ども・子育て支援事業計画の素案（第3～4章）について
第5回	令和元年 12月18日	第2期井手町子ども・子育て支援事業計画の素案について
第6回	令和2年 2月27日	- パブリックコメントの結果について - 第2期井手町子ども・子育て支援事業計画案について

3. 用語解説

【あ行】

用 語	内 容
預かり保育	幼稚園の通常の教育時間の前後などに、地域の実態や保護者の要請に応じて実施する保育。
育児休業制度	労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、満1歳に満たない子を養育する労働者が、事業主に申し出ることによって育児休業をとることができる。

【か行】

用 語	内 容
家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。
子育て支援センター	育児不安などについての相談・指導、子育てサークルなどの育成・支援、子育て支援に関する情報の提供などを実施し、子育てを支援する。
子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、支援を行う事業。
子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育・保育などの総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育などの総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備などに関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

用 語	内 容
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年に施行された法律。令和元年に改正され、①子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、②貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進することが明記された。

【さ行】

用 語	内 容
次世代育成支援対策推進法	今後の少子化対策として子育て家庭への社会的支援を進めるため、平成 15 年 7 月 16 日に公布された法律で、各自治体に平成 17 年度からの行動計画を策定するよう規定している（平成 17 年 4 月施行、平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法だったが、さらに 10 年間の延長が決定している）。
小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。
出生率	人口 1,000 人に対する出生数。
情報リテラシー	自分の目的を達成するために、適切に情報を扱い、活用することができる基礎的な知識や技能。

【た行】

用 語	内 容
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

【な行】

用 語	内 容
乳幼児健診（乳幼児健康診査）	母子保健事業として取り組んでおり、乳幼児期（4 か月、1 歳半、3 歳半）の健康診査を実施することにより、子どもの健やかな成長を促す。

【は行】

用 語	内 容
バリアフリー（バリアフリー化）	社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ファミリー・サポート・センター	子育ての支援を受けたい人と支援を行いたい人が会員登録し、保育園までの送迎、保育園終了後や買物などの外出時の一時預かりなど、子育てについての助け合いのコーディネートを行う。

【や行】

用 語	内 容
要保護児童対策地域協議会	平成18年11月から設置された、警察・福祉・教育・保健などの関係機関・部署からなる地域ネットワーク。児童虐待に関する情報交換、関係機関の連携・協力の推進に関する業務、要保護児童対策推進のための広報・啓発活動などを行うとともに、要保護児童の通告などがあった場合には、協議会のケース検討会議で協議しながら対応する。
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社などの参入は不可）。

第 2 期井手町子ども・子育て支援事業計画

発行：井手町役場

編集：住民福祉課

〒610-0302 京都府綴喜郡井手町大字井手小字南玉水 67

T E L : 0774-82-2001（代表） F A X : 0774-82-5055

発行年月：令和 2 年 3 月